

規則帰結主義を巡る論争－近年の動向－*

吉村佳樹

概要

Rule-consequentialism is one of the most prevalent family of moral theories. It selects rules solely in terms of the goodness of their consequences and then claims that these rules determine the deontic status of an act. This survey paper reviews the development of rule-consequentialism in contemporary moral philosophy. In particular, it examines two groups of objections and responses to those objections. The aim of this paper is to provide an overview of the development of rule-consequentialism in contemporary moral philosophy by introducing a series of objections and responses. Sections 2 and 3 provide background knowledge before introducing the contemporary debates. Section 2 offers an overview of the emergence of rule-consequentialism as a prominent approach in contemporary moral philosophy. A form of rule-consequentialism emerged as a potential alternative to the classical utilitarianism. Section 3 provides a definition of the terms “consequentialism” and “rule-consequentialism”. The remaining sections will present a review of the recent debate on rule-consequentialism. Section 4 introduces two pivotal elements that are essential for constructing a concrete version of rule-consequentialism: the type of embedment and the manner of considering the rate of embedment. Section 5 addresses an objection previously considered fatal, namely the dilemma of collapse or incoherence, and presents responses to this objection. Section 6 introduces a set of objections that have gained renewed attention, namely Ideal World Objections and the Distant World Objection, and provides a response to them.

Keywords: 規則帰結主義、不整合問題、崩壊問題、理想世界批判、遠隔世界批判

* CAP Vol. 15 (2024) pp. 178-219. Submitted: 2024.01.06. Accepted: 2024.09.17. Category: サーヴェイ論文.
Published: 2024.10.01.

1 はじめに

A が B を殴ったとしよう。A が B を殴ったことが道徳的に不正であるか否かを評価しようとするとき、多くの人々が真っ先に思いつく考慮事項は、B が負った痛みなどといった、A が B を殴ったことによって生じる帰結だろう。あるいは、医者 C が患者 D にある薬を与えるかどうか考えているとしよう。C が D に薬を与えることが道徳的に正しいかどうかを評価しようとするとき、多くの人々が真っ先に思いつく考慮事項は、C が薬を与えることで D の病気が回復するかどうかという C の行為の帰結だろう。多くの場合、ある行為の帰結はその行為の道徳的な正不正の評価における重要な考慮事項だと思われる。帰結主義 (consequentialism) と呼ばれる道徳理論の集合は、そうした帰結の重要性を強調し、道徳的な正不正の評価において問題となるのは、ものごとの帰結の価値に限られると考える。帰結主義において、とりわけ影響力が大きいのは、行為帰結主義と規則帰結主義である。後に詳しく説明するため、ここでは詳述しないが、行為帰結主義は、行為の帰結の価値のみによって行為の道徳的な正不正が決まると考える。他方、規則帰結主義は、行為に関連する規則の帰結の価値のみによって行為の道徳的な正不正が決まると考える。

20 世紀半ばごろから、Richard Brandt などの論者によって積極的な擁護がなされるようになって以降、規則帰結主義は道徳哲学における主要理論としてその立場を確立するに至った^{*1}。後に概観する問題もあり、一時期支持を失っていたが、Brad Hooker などによる積極的な擁護もあり、2000 年ごろからまた盛んに議論がなされるようになった。近年も種々のバリエーションの提示や、種々の問題について規則帰結主義を用いた検討がなされている。

本稿は、現代道徳哲学における規則帰結主義の主要な発展を紹介することを目的とする。具体的には、まず、規則帰結主義を構成する主要な諸要素について概観する。その後、規則帰結主義が抱えるとされる問題のうち、もっとも重要であるとみなされていた問題の一つと、依然として重要であるとみなされている問題の一つを概観する。恐らく、本稿の読者の中には、功利主義については知っているものの帰結主義や規則帰結主義についてはあまり知らない人もいるだろう。そのため、そうした人への一助として、まず 2 節では、古典的功利主義の代案として規則帰結主義の一種が擁護されたことを手短かに確認する。続く 3 節では、規則帰結主義について概観していく前段階として、「帰結主義」の定義や「規則帰結主義」の定義についてごく簡単に確認する。そして、4 節からは、本稿の主題である規則帰結主義に関する議論の概観を行う。まず、4 節では、具体的な規則帰結主義を構築するうえで重要な二つの要素について概観する。5 節では、20 世紀終わりごろまで規則帰結主義にとって致命的な問題だとみなされていた、崩壊 (collapse) か不整合 (incoherence) かというジレンマとそれに対する応答を概観する。6 節では、規則帰結主義の積極的擁護がなされ始めたころより問題とされるとともに、近年、さらに強調されるようになった問題を扱う。具体的には、規則帰結主義が反直観的な判定を下すことを示そうとする問題の一形式として、理想

^{*1} なお、20 世紀以前では、Austin (1832) や Berkeley (1712)、Mill (1861) などに規則帰結主義的な見解が帰されることが多い。

世界批判(the Ideal World Objection)と遠隔世界批判(the Distant World Objection)を概観する。その際には、そうした批判が、伝統的な規則帰結主義が特定の条件において反直観的な判定を下すことだけを問題にしようとしているわけではないことも確認する。つまり、それらの批判は、伝統的な規則帰結主義が考慮してきた「人々がある規則(体系)に従った場合に生じるが、現実には生じていない帰結」といったものが考慮事項としてそもそも不適当だということも問題にしようとしているという点にも言及する^{*2}。また、そうした問題に対処することを一つの動機として提案されてきた規則帰結主義の種々のバリエーションについても概観する。

2 前史:古典的功利主義との関係

本節では、功利主義については知っているものの規則帰結主義については知らないという人への補助として、古典的功利主義と規則帰結主義の歴史的な関係を現代倫理学の範囲に絞って概観する。簡単にまとめれば、規則帰結主義の一種である規則功利主義に哲学者達が注目したのは、古典的功利主義の問題点のいくつかを規則功利主義が解消しているように思われたからである^{*3}。

近代以降もっとも影響力のある道徳理論の一つに古典的功利主義がある。古典的功利主義によれば、ある行為の正しさは、当該行為が世界に生じさせる(であろう)福利(well-being)の量の総和に基づいて決まる^{*4}。なお、ここでいう福利量の総和というのは、全ての存在者の幸福度の総和のようなものである。とりわけ、古典的功利主義は、代替となる行為の選択肢の中で、福利の総和を最大化させるような行為が正しい行為であると考ええる。例えば、私が 10 万円の使い道を検討しているとしよう。このとき、①貯金する、②おれを燃やす、③寄付をする、など多種多様な行為の選択肢が考えられる。これらの選択肢は、それぞれ異なる量の福利を産み出すだろう。例えば、貯金をすることは、私の将来の不安をわずかに減少させたり、将来お金を使いたいときに使える準備を整えたりすることで、私の福利をわずかに上昇させるだろう。他方、10 万円を燃やすことは、私が何かしら価値あるものを台無しにすることに喜びを感じる人間であったり、どうしても灯りが必要な状況にいたりしない限り、私の福利を減少させるだろう。また、寄付をすることは、私が道徳的な行為に喜びを感じる人間であれば、私自身の福利を上昇させるとともに、寄付を受けた側の人々の生活状況のわずかな改善によってその人々の福利も上昇させるだろう。古典的功利主義は、そうした各行為が生じさせる福利の総和量を比較し、福利の総和量が最大化される行為を正しい行為とみなす。

^{*2} 規則帰結主義に関連する概説文献としては、Hooker (2013, 2020, 2023)や D. E. Miller (2014)がある。規則帰結主義を一定程度扱った日本語文献としては、伊勢田 (2007)や安藤 (2007, 2017)、田中 (2012, 4 章)などがある。

^{*3} より詳細な歴史については、児玉 (2010, 6 章)で読める。

^{*4} 功利主義に関する英語での概説としては、Bykvist (2010)や de Lazari-Radek & Singer (2017)、Driver (2022)、Mulgan (2014)がある。日本語での概説としては、伊勢田・樫 (2006, 1, 2 章)や児玉 (2012)がある。また、(翻訳を除いた)功利主義関連の日本語文献としては、児玉 (2010)や奥野 (1999)、安藤 (2007)、若松 (2017)などがある。

なお、古典的功利主義者とされる人々が“well-being”という語を用いて自分たちの理論を定式化していたかどうかは論争的である。

こうした古典的功利主義は、少なくとも近代以降、道徳・政治哲学における主要理論の一つとして大きな影響力を有してきた。しかしながら、同時に多くの人々が、それに対して、何かしらの反感を抱いてきた。そうした人々は、何かしらの仕方で古典的功利主義に対して批判を加え、代替的な立場を提示してきた。本稿の主題となる規則帰結主義も、現代の議論に焦点を絞れば、古典的功利主義に対する代案として擁護が始まった*5。

人々が古典的功利主義に見出した難点は、必ずしも一つに限られるわけではないが、その難点の一つとして反直観性が挙げられる*6。ここでいう「反直観性」は、ある事例において人々が下すであろう道徳判断のうち、とりわけ強固なものと相反する判定を下すことを意味する。例えば、次のような例を考えよう。

A は、出版予定の書籍の索引づくりを手伝ってもらうことの謝礼として 5 万円支払うことを B に約束した。約束の後、B は実際に索引づくりを手伝った。しかし、A は、B に 5 万円払うのではなく、寄付団体に寄付することで福利が最大化されるとして、B に謝礼は支払わずに寄付団体に 5 万円の寄付をした。

恐らく、多くの人々は、こうした形で約束を破ることは許されないと考えるのではないだろうか。しかし、約束を破り、謝礼分のお金を寄付することで福利を最大化できるのであれば、古典的功利主義は、B との約束を破り B に謝礼を支払わずに謝礼分のお金を寄付団体に寄付することを許すどころか要求するようになる。だとすれば、これは反直観的だろう。こうした例を筆頭に、古典的功利主義は、種々の反直観的な判定を下しうると考えられてきた*7。

こうした反直観性などの問題に対する応答は、①それを問題ないものとする、②まったく別の理論を探す、③古典的功利主義のエッセンスをいくばくか残しながらもそれに改訂を加えた他の理論を探す、の三つに大きく分かれた*8。③の応答をとった論者の一部は、「福利の最大化」という古典的功利主義のエッセンスを残しつつ、何かしらの改訂を古典的功利主義に加えることで、その反直観性を解消しようとした。

③にあたる試みの一つとして擁護された理論の一つが、本稿の主題となる規則帰結主義の一種に分類される規則功利主義である*9。簡単に言えば、「福利の最大化」という原理を、古典的功利主義は行為そのものの評価基準として用いるのに対し、規則功利主義は行為そのものではなく規則の評価基準として用い、そのようにして評価された規則に基づいて行為を評価する。詳細に関しては、規則帰結主義の

*5 Urmson (1953)によるミル解釈のように、過去の哲学者に規則帰結主義的立場を帰する議論は一定以上存在する。それらに関しては、必ずしも、古典的功利主義に対する反動として提示されたわけではない。

*6 古典的功利主義に対して人々が感じた難点に関しては、注 4 に挙げた概説などにまとめられている。また、Woodard (2019, Chapter 2)も古典的功利主義に対する批判をまとめている。

*7 当時の人々が古典的功利主義に対して感じていた反直観性の他の例については、Brandt (1959, pp. 380–391)が参考になる。

*8 ③における主要な改訂に関しては、注 10 で挙げる帰結主義についての概説にまとめられている。

*9 なお、規則功利主義と類似する発想を持つものとして、功利主義的一般化(utilitarian generalization)と呼ばれるものがある。これに関しては、Brandt (1979, pp. 278–285)や Lyons (1965, Chapter 1)、Regan (1980, Chapter 6)、Singer (1955)などで論じられている。日本語では、安藤 (2007, 2 章)などで論じられている。

諸要素として後に説明するため、ここでは種々の点を曖昧なままにさせておくが、規則功利主義の一形態はさしあたり以下のような定式で表すことが可能である。

規則(体系)のうち、それに人々が従った場合、福利が最大化されるような規則(体系)が道徳的な規則(体系)である。そして、そのような規則(体系)に禁じられている行為は不正である。

一見したところ、このような立場は先の例において約束を守ることが要求するように思われる。例えば、人々が、「個別的な状況において約束を破ることで幸福を最大化させることができるときには、約束を破ってもよい」という規則を守っている世界と、「個別的な状況において約束を破ることで幸福を最大化させることができるときであっても、約束は守らなければならない」という規則を守っている世界を比べてみよう。前者では、他者が約束を守ることがあまり期待できないため、人々の間での種々の協働が上手く進まないことがありうる。他方、後者では人々が約束を守るため、種々の協働もうまく進みうる。こうした想定が正しければ、前者の規則よりも後者の規則の方がより多くの福利を生じさせうるだろう。規則功利主義の擁護者たちは、より詳細な形で規則功利主義を定式化するとともに、上述のような想定 of 正しさを主張し、古典的功利主義の代案として、規則帰結主義を擁護したのである。

本稿では、このような形で積極的擁護が始まった規則功利主義そのものではなく、それが含まれるところの規則帰結主義について、その定式の主要な要素とそれに対する主要な批判を概観する。

3 前史:古典的功利主義との関係

前節では、古典的功利主義が抱えるように思われる反直観性などに対する反動として規則功利主義への注目が高まった、という歴史的な背景について概観した。そこで扱われたのは、規則「功利主義」であったが、本稿の主題は規則「帰結主義」である。そのため、まず本節では、「帰結主義」について確認し、その後、本稿で扱う「規則帰結主義」について確認する。また、不要な誤解を生じさせないために、帰結主義に関する話題であるものの、本稿では積極的に扱わないものについてごく簡単に言及する。

3.1 「帰結主義」について

古典的功利主義は、世界に生み出される福利量の総和が最大化されるような行為を正しい行為とみなす。こうした立場は、(行為の道徳的な正不正についての)帰結主義の一種とされる^{*10}。「帰結主義」の定義については、依然として論者の間で差異が見られるが、本稿では、「何かしらの帰結の価値にのみ基づいて、行為などの正不正が決まると考える立場」として定義する^{*11}。そのため、行為の正不正をその行為

^{*10} 行為の正不正についての帰結主義に関する英語での概説としては、Brink (2007)や Driver (2012)、Portmore (2011)、Shaw (2006)、Sinnott-Armstrong (2023)がある。

^{*11} 帰結主義の定義について論じた Horta et al. (2022)を読めば分かるように、本稿で採用している定義は、標準的といって差し支えないようなものである。帰結主義の定義や分類については、鈴木 (2011)や高橋 (2022)も論じている。

の帰結のみを基に評価する立場や、その行為に関連する動機を持つことの帰結のみを基に評価する立場、あるいは、政治制度の正不正をその政治制度が社会に存在することの帰結のみを基に評価する立場などがこの意味での帰結主義に含まれることになる。比較的主要な要素を変項として、より形式的に言えば、「何かしらの評価対象 x の道徳的地位は、 x に関連する何かしらのもの y (評価の参照点) の帰結の価値 z のみに基づいて決まる」と考える立場である。これに基づいて言えば、古典的功利主義は、 x と y に(同一の)「行為」、 z に「福利」を入れたうえで、最大化など他の要素を付け加えた帰結主義の一種ということになる。言い換えれば、帰結主義の中には、古典的功利主義と異なり、行為以外を評価する立場や行為以外の帰結を評価の基準とする立場、福利以外の価値を考慮するような立場もあるということだ。なお、行為の正しさの理論について語る文脈での用語法の一つでは、 y に入るものを語「帰結主義」の頭につけ、「 y 帰結主義」と呼ぶことが多い^{*12}。それに則れば、古典的功利主義は、行為による福利の最大化を基準とした行為帰結主義ということになる。

3.2 「規則帰結主義」について

本稿の主題である規則帰結主義は、帰結主義の一種である。上での「帰結主義」の定義を基に言えば、規則帰結主義は、「規則の帰結の価値にのみ基づいて、行為の正不正が決まると考える立場」ということになる。例えば、私が A から飲み物を盗んだことの正不正は、「人からものを盗んではならない」などの規則の帰結の価値によって決まるということである。上述のより形式的な定義の方に当てはめていえば、規則帰結主義は、評価の対象 x に「行為」、評価の参照点 y に「規則」を入れた立場の集合ということになる。また、前節で登場した規則功利主義は、それに加えて、 z に福利を入れた規則帰結主義の一種ということになる(つまり、 z に異なる価値を入れることで、異なる規則帰結主義を構築できる)。こうした定義は、あくまで個別具体的な規則帰結主義理論が収まる集合の定義に過ぎず、具体的な規則帰結主義理論はこの定義に詳細を付け加えたものになる。そうした詳細の主要な要素については、次の節で確認する。また、具体的な規則帰結主義理論については 6 節にて概観する。以下では、それに向けて四つの点に注意しておく。

一点目は、規則帰結主義の理論的な魅力についてである。先に概観したように、歴史的に見ると、規則帰結主義の一種が積極的に擁護された一因は、それが行為帰結主義の一種よりも、個別的な事例における我々の強固な道徳判断と上手く合致するように思われた点にある。ただし、そのような点が理論的魅力の一つとなりうるとしても、規則帰結主義の理論的魅力がそれに尽きるわけではない点には注意したい^{*13}。例えば、Hooker (2000b, p. 5)も強調するように、規則帰結主義は、「もし人々が、遠慮なくその行為をやっていると考えていたら、どのような帰結が生じるだろうか？」(より単純には、「全員がそれをした場合どうなるか?」)という一定以上の魅力を備えた道徳的思考法の発展と理解することができる。関連して、

^{*12} なお、行為の道徳的地位でなく、動機や徳そのものの道徳的地位についての理論が、「動機帰結主義」や「徳帰結主義」と呼ばれることもある点には注意が必要である。

^{*13} この点を強調しておく重要性は、安藤 (2012)に負う。

Mulgan (2001, p. 57)や安藤 (2012, pp. 118-119)も述べるように、そうした思考法は、公正さや普遍化可能性といった、多くの人々が何かしらの魅力を感じる道德概念に訴えるものでもある。そうした思考法や概念が規則帰結主義の基礎に含まれるように、規則帰結主義の理論的魅力は、必ずしも、個別的な事例における強固な道德的判断との整合性には限定されない。

二点目は、本稿で問題となる規則帰結主義は、ある行為をその行為に関連する規則の帰結のみに基づいて判定する立場だという点である。先ほど、「何かしらの評価対象 x の正不正は、 x に関連する何かしらのもの y (評価の参照点) の帰結の価値 z に基づいて決まる」という帰結主義に関する簡便な定式を提示した。この定式の x と y の両方に「規則」を入れた立場なども、語感からすると「規則帰結主義」と呼ばれてもおかしくはない^{*14}。つまり、ある規則の道德性をその規則の帰結の価値を基に評価するが行為の道德性については何も評価しない立場も、語感からすると「規則帰結主義」と呼ばれてもおかしくないということである。本稿では、そのような立場は扱わない。本稿で扱うのは、行為の正不正を行為と関連する規則の帰結の価値を基に判定する立場である。

三つ目の注意点も、本稿で扱う規則帰結主義は行為の正不正を規則の帰結のみによって決めるという点に関わるが、二点目とは異なる点に注意の焦点がある。現代倫理学では、行為の正不正の基準と、正しい行為を行うために人が使うべき行為の決定手続きは概念的に区別される。例えば、功利主義者の中には、行為の正不正は行為によって生じる福利の最大化という基準によって決まるものの、行為の決定手続きの方法としては非功利主義的な基準を用いることを推奨する人々がいる。つまり、「どの行為が福利を最大化させるか」といったことを考えるのではなく、それに従うことで個別的な状況において福利を最大化してくれる可能性が高い規則—例えば、「人を害してはならない」など—に基づいて行為を決定することを勧めるのである^{*15}。

これには、いくつかの理由がある。一つには、福利を最大化することを指針として行為すると、種々の福利の源泉を失い結果として福利を最大化できないことが挙げられる。例えば、友情や愛などの関係は、人々の福利の重要な源泉であるとともに、友人やパートナーといった人がある種特別扱いすることを要求する。一見すると、福利の量を常に最大化しようとしている人には友情や愛が要求するような形で人を特別扱いはすることは難しいように思われる。また、福利を最大化しようと常に考えることは人々の日常的な思考のあり方と乖離していることも挙げられる。人々は、自身の信念や欲求などを基に世界がどうあるかや、自身が世界で何をすべきかといったことを考えているように思われる。福利を最大化しようと常に考えることは、そうした人々の思考の在り方を無視しているように思われる。一部の功利主義者は、こうした問題を

^{*14} なお、“rule-consequentialism”の名の下に、そのような立場を論じている文献はほとんどない。

^{*15} 行為の正不正の基準と行為の決定手続きに異なるものをあてがう種類の帰結主義は、間接帰結主義と呼ばれることがある。日本ではこのタイプの帰結主義を間接帰結主義と呼ぶことが多い(cf. 安藤, 2007; 児玉, 2012)。ただし、「間接帰結主義」の翻訳元の語である“indirect consequentialism”に関しては、日本で流通している用法に加え、行為の正しさを規則の帰結に基づいて評価する規則帰結主義や動機の帰結によって評価する動機帰結主義など、行為にそれに関連するなにかしらの帰結に基づいて評価する立場の総称として用いられることもあるため文献を読む際には注意が必要である(cf. Driver, 2012; Portmore, 2020)。高橋 (2022)は、用語法の整理を試みている。

回避するために、功利主義はあくまで正不正の基準でしかなく、行為の決定手続きとしては、それを用いることで個別的な状況における福利を最大化してくれるような手続きを採用すべきだと考える。そして、このような提案は功利主義以外の行為帰結主義にもあてはまる。

重要な点は、こうした提案を基にした帰結主義では規則が何かしら重要な役割を担っているものの、それは、本稿で扱う意味での規則帰結主義とは区別されることである^{*16}。当該の提案を基にした帰結主義においては、依然として、行為の正しさの基準は行為帰結主義であり、規則は行為の望ましい決定手続きに関わるにとどまる。言い換えれば、当該の帰結主義における規則の役割は、あくまで、行為が善を最大化する可能性を高めるための道具に過ぎない。他方、規則帰結主義においては、規則が行為の正しさの基準そのものに関わってくる。繰り返す言えば、本稿で扱うのは、規則の帰結の価値のみによって行為の正しさが決まると主張する立場としての規則帰結主義である。

四つ目は、規則の比較と規則体系の比較という違いについてである。規則帰結主義には、ある状況に関わる個別的な規則をそれぞれ比較して評価する立場と種々の状況に関わる規則の整合的な集合としての規則体系を比較して評価する立場とがある。この違いが重要になることもあるが、本稿において扱う問題の限りでは、その違いはあまり重要でない。また、本稿にて規則体系の比較を例示することはあまり現実的でない。そのため、以下では、規則体系ではなく、規則単体について語ることが多くある。ただし、基本的に、そこでなされている話は規則体系を比較する立場にも敷衍可能である点には注意されたい。

3.3 その他のものと

次節では、個別的な規則帰結主義を構築する上で重要になる二つの要素について概観する。その際、それら二つの要素に焦点を絞るため、個別的な帰結主義理論を構築する際に関わってくる、その他の要素については積極的な言及をしない。そのため、それらのいくつかに関して、本節でごく簡単に確認しておく^{*17}。

帰結主義においては、どのような種類の価値を考慮するかという違いがありうる。先ほど、帰結主義に関わるいくつかの主要な要素を変項とした場合、帰結主義は、「何かしらの評価対象 x の正不正は、 x に関連する何かしらのもの y (評価の参照点) の帰結の価値 z に基づいて決まる」と考える立場として表すこと

^{*16} 帰結主義における行為の正不正の基準と決定手続きの区別に関しては、Railton (1984)などで論じられている。また、Hare (1981)の立場についても、行為の正しさの基準として行為功利主義を行為の決定手続きとして規則功利主義を提示しているというのが一つの解釈である。

なお、この区別は、本稿では扱わない規則帰結主義の擁護法の一つに疑念を投げかける。規則帰結主義の擁護方法の一つには、帰結の最大化という観点からして行為帰結主義より規則帰結主義の方が望ましいため、帰結主義者は規則帰結主義を採用すべき、と論じるものがある。こうした議論は、本文中で述べたような形で、意識的に行為帰結主義に従おうとすると帰結が最大化できないことに着目したものである。しかし、本文中でも述べたように、行為の正不正の基準と決定手続きの区別をしたならば、行為帰結主義に意識的に従おうとすることが帰結を最大化しないとしても、それは行為帰結主義が行為の正不正の基準として適当でないことを示すものにはならない。そのため、上で挙げたような方法での規則帰結主義の擁護はあまり説得的でない。

^{*17} 帰結主義の種々のバリエーションに関しては、注 10 に挙げた文献にまとめられている。

ができると述べた。どのような価値を考慮するかという違いは、この定式における z に何を入れるかという違いである。例えば、功利主義は、福利のみを考慮するため、 z に福利のみを入れた立場である。他方、帰結主義の中には、愛や友情といった価値を福利には還元されない価値として考慮する立場もありうる。このように、どのような価値を考慮するかに基づいて、異なる帰結主義を作ることができる。

また、帰結の価値 z としているが、これには、上で言及した価値の種類以外の要素も含まれており、それに基づいて更なる区分も可能である。ここで念頭に置かれているのは、価値を比較する際に、実際に生じる価値を考慮するのか、生じると考えるのがもっともらしい価値を比較するのか、期待値を比較するのかといった違いである^{*18}。例えば、実際に生じる価値を考慮する立場では、人々が全知でない限りは、そもそもどのような帰結が生じるのかを知りえず、道徳的評価そのものを知りえないことが多くありうる。他方、生じると考えるのがもっともらしい価値を比較する立場や、期待値を比較する立場では、行為の前に入手可能であるような事実を基に判定がなされることになる。(実際には、認知能力の限界に伴う計算や推論の難しさなど、依然として道徳的評価を知りうるかは論争的だが、)知りうる情報のみから道徳的評価がなされるため、道徳的評価を知ることが比較的容易になりうる。このような違いからわかるように、実際に生じる価値を考慮するのか、生じると考えるのがもっともらしい価値を比較するのか、期待値を比較するのかに応じても、異なる帰結主義理論を構築することができる。

他にも、帰結の価値をどのように評価するかに応じた違いもある。例えば、何かしらの価値が最大化されることが正しいと考える立場や、一定程度の閾値を超えれば正しいとみなす立場といった違いがある^{*19}。また、価値の最大化に関しても、総和の最大化、平均の最大化、中央値の最大化など様々なものが考えられうる。これらに応じても、異なる帰結主義理論を構築することができる。

これらの違いは、本稿で扱う立場に明示的・非明示的に関わってくることもあれば関わってこないこともある。いずれにせよ、本稿で概観する要素にこれらの違いを付け加えることで、さらに細かく分類していくことが可能である。

4 規則帰結主義の定式の主要な要素

前節では、規則帰結主義一般は「規則の帰結の価値にのみ基づいて、行為の正不正が決まると考える立場」という定義で表せることを確認した。本節では、具体的な規則帰結主義理論を構築する際にとりわけ重要な要素として、規則の価値をどのように評価するかに関わる二つの主要な要素を概観する。

規則帰結主義が「規則の帰結の価値にのみ基づいて、行為の正不正が決まると考える立場」だとすれば、「規則の帰結」とは何であるのかが重要になる。Kagan (1997, p. 227) によれば、「規則それ自体は、何の帰結も有さない。規則が、計測したり比較したりすることのできる帰結を有するのは、それらが教授されたり、信じられたり、受容されたり、承認されたり、それらに基づいて行為されたりしたときだけ」である。と

^{*18} この点については、Feldman (2006)や Howard-Snyder (1997)、Jackson (1991)などで論じられている。

^{*19} 一定程度の閾値を超えれば正しいとみなす立場は、Slote & Pettit (1984)などで論じられている。

すれば、規則の帰結について考える際には、規則が人々とのような関係にあると想定するのかを決めなければならない。以下では、そうした関係一般を表わす用語として、「埋め込み(embedment)」という語を使う^{*20}。

個別的な規則帰結主義を構築していくうえでは、「埋め込み」の種類と「埋め込み」をどのように考慮するかとの二点がとりわけ重要になるため、以下では、この二点について概観する。なお、「埋め込み」をどのように考慮するかについての具体的な立場に関しては、6 節で扱う理想世界批判と遠隔世界批判に対する可能な応答という文脈で概観する。

4.1 「埋め込み」の種類

規則帰結主義の既存の文献における主要な「埋め込み」の種類は、人々による規則の「遵守(compliance)」と「受容(acceptance)」の二種類に分けられる。そのため、以下ではこの二つについて概観する^{*21}。

規則の「遵守」で意味されているのは、人々がその規則の内容通りに行為することである。例えば、「自己防衛を除いて殴ってはならない」という規則を「遵守」するということは、自己防衛を除いて他者を殴らないことを意味する。

他方、人々による規則の「受容」で意味されているのは、人々による規則の内面化である(Hooker, 2000b, pp. 75–76)^{*22}。すなわち、ある規則を「受容」することは、その規則に関連する種々の心理的傾向性を身に付けることである。例えば、そうした傾向性としては、その規則を守って行為する傾向性、その規則への違反に対して適当な反応的態度を持つ傾向性、その規則を他者が守るよう働きかける傾向性などが挙げられる。すなわち、「殺してはならない」という規則を内面化している人というのは、何かを殺すことを控える傾向性、誰かが何かを殺したことを非難するような傾向性、他の人が何かを殺さないように働きかける傾向性といったものを持った人である。

こうした規則の「受容」と「遵守」の相違として強調されることは、主に二つある。

一つは、規則の「受容」をしているからといって規則の「遵守」をするとは限らないうえに、規則の「遵守」をしているからといって規則の「受容」をしているとは限らないということである。あくまで、規則の「受容」は規則を守ることなどに関連する傾向性を身に付けることに過ぎない。そして、生物は、特定の傾向性を持つからといって常にその傾向性通りに行動するわけではない。そのため、規則の「受容」をしているからといって規則の「遵守」をしているとは限らない。他方、規則の「遵守」は、あくまで、行為が規則に合致していることだけを問題とする。そのため、規則を「遵守」していることは、規則に関する種々の傾向性を身に付けていることを意味しない。この違いは、同じ規則が、同じ率でそれぞれ「遵守」と「受容」された世界を比べた場合に顕著になる。普遍的「遵守」と普遍的「受容」における違いを例として取り上げよう。例えば、

^{*20} 語“embedment”は、Kagan (1997, p. 227)に由来する。

^{*21} 他には、「教授 teaching」もある(D. E. Miller, 2021; T. D. Miller, 2015, 2021)。「教授」型の一種を批判的に検討したものとしては、Tobia (2018)がある。

^{*22} Johnson (1991, p. 37)は、やや異なる意味で「受容」という言葉を使う。

「害してはならない」という規則が普遍的に「遵守」された状態を考えた場合、そこでは、誰もが他のものを害していないことになる。他方、当該の規則が普遍的に「受容」された状態を考えた場合、そこでは、すべての人々が他のものを害することを控える傾向性を有しているものの、少なからず、他者への加害が存在する。こうした違いは、どのような規則が最善の規則として選ばれるかに大きな影響を及ぼすと考えられている。

もう一つの違いは、考慮事項における違いである。伝統的に、規則の「遵守」について考えるときに考慮されてきたのは、規則通りになされた行為の帰結だけである。例えば、「他者の私的空間に許可なく立ち入ってはならない」という規則の「遵守」は、他者の私的空間に許可なく立ち入らないことであり、当該規則の「遵守」の帰結として考慮されるのは、人々が他者の私的空間に許可なく立ち入らないことの帰結である。他方、規則の「遵守」と「受容」の違いを強調する論者によれば、規則の「受容」に際しては、そうした行為以外のものの帰結も考慮される^{*23}。先に述べたように、規則の「受容」は人々が特定の傾向性を身に付けることを意味する。そのため、例えば、他者が特定の傾向性を身に付けているがために生じる、他者の行為への予期や他者の行為に関する保障といったものによる帰結も考慮されることになる。先の規則「他者の私的空間に許可なく立ち入ってはならない」を念頭に置けば、人々が他者の私的空間に許可なく立ち入らない傾向性を身に付けていることは、そうした事実に基づくある種の信頼や心理的保障を産み出しうる。そうした信頼や保障は、それ自体として何かしらの価値を有しうるうえに、個々人の人生追求を容易にするような道具的な価値も持ちうる。そのため、「受容」について考える際には、こうした効果も考慮されることになる。

4.2 「埋め込み」の考慮方法

ここまで、規則の帰結の価値を考えるうえでの重要な要素として「埋め込み」の種類について概観した。ここからは、「埋め込み」をどのように考慮するのかという、別の重要な要素について概観する。例えば、「盗んではならない」という規則が普遍的に「埋め込」れている場合と人口の 50% 程度の割合で「埋め込」れている場合とでは、当該の規則が持つ帰結は異なるだろう。このように、「埋め込み」の種類とは別に、どのように「埋め込」れていると想定するかも規則の帰結を考えるうえでは重要になる。具体的な立場は、6 節において理想世界批判・遠隔世界批判に対する応答の文脈で概観する。そのため、以下では、ごく簡単に確認するに留める。

「埋め込み」率は、規則の価値に影響を及ぼす。例えば、「盗んではならない」という規則を 100% の人々が「遵守」している場合と 50% の人々だけが「遵守」している場合とを比べよう。前者では、一切盗みがなされていない状況が想定される。他方、後者では、最大で 50% の人々が盗みを働いている状況が想定される。とすれば、当該の二つの状況において生じている事態は異なる。規則の価値が、人々がそれ

^{*23} 例えば、Harsanyi (1993) や Hodgson (1967, Chapter 2)、Hooker (2000b, pp. 77–79)、Johnson (1991, Chapter 3)、Lyons, 1965, p. 140) などが「受容」による効果について論じている。なお、Hooker は、本文中で言及した予期や保障に基づいた効果だけでなく、規則を受容させるにあたっての教育コストなどを考慮することも提案している。

を「遵守」した際の帰結によって決まるのならば、今言及したような「遵守」率の違いは規則の価値に違いを生じさせることになる。これは、「遵守」に限らず他の種類の「埋め込み」にも同じことが言える。

規則帰結主義が規則の評価をするためには、諸規則がどれだけの価値を持つのかを確定する必要がある。上で述べたように、規則の価値は「埋め込み」率にも依存しているため、どの「埋め込み」率をどのように考慮するのが、規則帰結主義の具体的な理論を構築する上で重要となる。例えば、一番単純なものであれば、0%よりは大きく100%以下であるような特定の「埋め込み」率を選び取り、その「埋め込み」率において、諸規則がどのような価値を持つかを基に規則を評価する。後に確認するように、普遍的「遵守」型規則帰結主義などと呼ばれる立場は、全ての人が諸規則を遵守している状態における諸規則の帰結の価値のみを考慮して規則を評価する。つまり、「人を殴ってはならない」や「人を殴ってもよい」などの規則を評価するにあたって、それらの規則を全ての人が「遵守」している状況において何が起きているかを基に評価を行うのである。

あるいは、単一の「埋め込み」率のみを考慮するのではなく、複数の「埋め込み」率における規則の価値を何らかの仕方で計算し、その上で比較するようなことも考えられる。例えば、規則 A と規則 B の比較に当たって、規則 A が 0 よりは大きく 100 以下の数の「埋め込み」率において持つ規則の価値の平均と規則 B に関する同様の平均を比較したとしよう。これは、先に紹介した単一の「埋め込み」率における諸規則の価値を比較するものとは異なり、複数の「埋め込み」率における同一の規則の価値の平均を他の規則に関する同様の平均と比較している。こうした形で、複数の「埋め込み」率における規則の価値に対して何かしらの計算を加えたうえで比較するようなことも考えられる。

現在擁護されている立場に限っても、どのように「埋め込み」れていると想定するかに関しては、他にも数多くの立場がある。それらに関しては、6 節にて、遠隔世界・理想世界批判に対する応答という文脈で確認するため、ここではこれ以上扱わない。

なお、上の説明では、その点を曖昧にさせていたが、「埋め込み」率は、必ずしも、ある時点において規則に従っている人々の割合を意味するわけではない。全世代を通して規則に従っている人々の割合を意味することも、各世代において規則に従っている人々の割合を意味することも可能である。

5 崩壊問題と不整合問題のジレンマ

本節では、20 世紀後半まで規則帰結主義に対する致命的な批判だとみなされてきた、崩壊問題と不整合問題のジレンマについて概観する^{*24}。以下では、まず、崩壊問題とそれに対する応答について概観する。その後、不整合問題とそれに対する応答について概観する。

^{*24} Hooker (1995, p. 19)は、崩壊か不整合かというジレンマを扱った論文の序で、「規則帰結主義は、次のような形で繰り返し批判されてきた。すなわち、行為帰結主義と道徳的判定の外延を共有するか、不整合であると同時にあまりに理想主義的であるという批判である。その結果、規則帰結主義は人気がなくなってしまった」と述べている。

5.1 崩壊問題

崩壊問題とは、行為帰結主義と規則帰結主義それぞれによる道徳的判定の外延は一致しており、両者の間に実質的な差異はないのではないかという懸念である^{*25}。つまり、規則帰結主義は行為帰結主義の代案として提示されているものの、両者が下す判定の間に実質的な違いはないのではないかということである。例えば、Hooker (2000b, pp. 93–99)は、行為帰結主義と規則帰結主義それぞれによる道徳的判定の外延が一致する可能性として、以下の三つを挙げる。

- a. 規則帰結主義が選ぶ規則が、「期待される善を常に最大化せよ」だけである場合
- b. 「殺すことが善を最大化するときを除いて殺すな」のように、規則帰結主義が選ぶすべての規則が「○○することが善を最大化するときを除いて」という条件節を含んでいる場合
- c. 規則帰結主義が選ぶすべての規則が、個別的な状況において善を最大化することを命ずるような明細な例外条項を含んでいる場合

つまり、規則帰結主義が行為帰結主義的な原理を規則として選ぶ、あるいは、行為帰結主義が下す判定とまったく同じような判定を下す規則のみを選んでしまう場合、規則帰結主義と行為帰結主義が下す判定の間に実質的な差異がなくなってしまうということである。これは、規則帰結主義が行為帰結主義の代案として提示されているということを踏まえると、規則帰結主義にとっては重大な懸念になりうる。こうした懸念に応答するには、規則帰結主義が理想的規則体系とみなす規則体系が a–c に該当するようなものではないということを示さなければならない。以下では、二つの議論を概観する^{*26}。

5.1.1 人々の行為の帰結以外に訴える応答

規則帰結主義が規則の「遵守」を基に定式化されていたこともあり、崩壊問題もそのような定式を念頭に提示されていた。規則の「遵守」について考える際に主に重要になるものは人々の行為の帰結のみである。そのため、規則の「遵守」によって生じる帰結を基に規則を評価する場合は崩壊問題が生じる危険性があるかもしれないが、規則の「受容」など他の「埋め込み」の帰結に訴えれば、その危険性は無くなるというのが、いまから概観する応答の基本的な発想である。

規則の「受容」によって定式化された規則帰結主義を例にとろう。規則の「受容」は、規則の内容に関連する種々の心理的傾向性を身に付けることである(Hooker, 2000b, pp. 75–76)。例えば、「殺すな」という規則の「受容」は、(何かを)殺すことを控える傾向性、誰かによる殺しに対して非難などをする傾向性、殺

^{*25} 崩壊問題については、Lyons (1965, Chapters 3, 4)や Smart (1973, pp. 11–12)が古典である。日本語文献では、安藤 (2007, 2 章)も関連した話題を扱っている。なお、道徳的判定の外延における一致が重大な問題かどうかは、道徳理論の目的に依存する。

^{*26} 一点注意をしておけば、帰結主義化(consequentializing)などで問題とされる価値の理論などへの改訂による外延の一致は、崩壊問題においては問題とされていない。帰結主義化に関しては、Hurley (2020)や Portmore (2009a, 2022)などの概説文献がある。

しを控えるよう他の人々にも働きかける傾向性を身に付けることを意味する。それゆえに、規則の「受容」について考える際には、人々がそうした傾向性を持つことに起因する帰結として、他者の行為に関する予期による協調や心理的な保障に基づく帰結も考慮されることになる。また、これは必ずしも、規則の「受容」について考える場合に特有のものではないが、Hooker (2000b, pp. 79–80)は、人々に規則を「受容」させるための教育などのコストを考慮することも提案している。

そして、こうした帰結に訴えることで崩壊問題を回避することが可能になると論じられている(Hooker, 2000b, pp. 93–99)。例えば、先の a について考えよう。「期待される善を常に最大化せよ」という規則を人々が「受容」した際の帰結は、他の規則を「受容」した場合の帰結と比べてより悪い。というのも、他者がそのような規則を「受容」しているということは、約束を破ることで帰結がよりよくなるときには約束を破るような傾向性や他者のプライバシーを侵害するような傾向性を人々は有しているということを意味するからである。このような状態は、他者を信頼することを難しくするうえに、自身の私的領域を他者から守ることに多くの労力を使うことを強いるだろう。加えて、「期待される善を常に最大化せよ」という規則は、抽象的すぎるために、人々にそのような規則に基づいた傾向性を身に付けさせる際のコストも増加する。こうしたコストを踏まえると、「期待される善を常に最大化せよ」という規則は、規則帰結主義が理想的規則体系とみなすものに含まれない可能性が高い。先の b と c に関しても、これ以上説明をしないが、同様の仕方で応答が可能である。

5.1.2 人々の行為の帰結に訴える応答

崩壊問題に対する上述の応答は、規則の「受容」などによって規則帰結主義を定式化することで、行為以外の帰結に訴えるものであった。そのため、上での応答は規則の「遵守」を基に定式化された規則帰結主義と行為帰結主義の道徳的判定の外延が一致する可能性については何も述べていない。この点に関して、「遵守」型の規則帰結主義であっても行為帰結主義と道徳的判定の外延が一致すると考える必要は必ずしもないと複数の論者が論じている。これに関しては、どのような前提を置くかに応じて議論が変わるなど、問題が複雑なため、以下では、普遍的「遵守」型規則帰結主義を例にごく簡単なことを述べるにとどめる^{*27}。

お互いに影響を及ぼしえないとともに、お互いについて何も知ることができない A と B が次のような選択に直面している状況を考えよう。

B の行為 A の行為	ボタンを押す	ボタンを押さない
ボタンを押す	大量の正の価値	大量の負の価値
ボタンを押さない	大量の負の価値	何も起こらない

^{*27} より詳細な議論は、Gibbard (1965, 1990)や Regan (1980, Chapter 5)でなされている。Kagan (1997, pp. 228–235)では、規則帰結主義が行為帰結主義的原理のみを選ぶという可能性が取り除かれたうえでの議論がなされている。

表に書かれているように、この状況においては、もし A と B が両方ともボタンを押したのならば大量の正の価値が生じ、いずれかだけがボタンを押したならば大量の負の価値が生じ、両方共がボタンを押さなければ何も起こらない。それゆえ、A と B の行為についての最善の組み合わせは両者が共にボタンを押すことである。であれば、普遍的「遵守」型規則帰結主義が、こうした状況における規則を評価する場合、「ボタンを押せ」という規則が選ばれるだろう。というのも、普遍的「遵守」型規則帰結主義は、全ての人々が当該の規則に従った状況を想定するからである。全ての人々が当該の状況において、「ボタンを押せ」という規則が「遵守」されている世界では、他の代替的規則が「遵守」されている世界よりも多くの正の価値が生じているはずである。

普遍的「遵守」型規則帰結主義が、「ボタンを押せ」という規則を選ぶとしよう。すると、その判定は、普遍的「遵守」型規則帰結主義が崩壊問題を抱えないことを示すものになりうる。例えば、A と B のうち A がボタンを押さなかったとしよう。普遍的「遵守」型規則帰結主義は、「ボタンを押せ」を道徳的規則として選んでいるため、そのような状況においてもボタンを押すことを B に対して要求する。他方、行為帰結主義の場合であれば、必ずしも B に対してボタンを押すことを要求しない。例えば、行為主体が持つ情報を考慮せずに、実際に何が起こるかを基に評価を行う立場であれば、A がボタンを押していない状況における B の最善の行為はボタンを押さないことであるため、ボタンを押さないことを B に対して要求するだろう。また、行為主体が持つ情報を考慮する立場であれば、相手について何も知ることができないことを踏まえると期待値計算含め行為の帰結の価値を確定できないため、何かしら追加的な前提がない限り、どの行為を要求すべきかを決定できないだろう。であれば、普遍的「遵守」型規則帰結主義であっても、行為帰結主義と道徳的判定の外延が必ずしも一致しないことになる。

5.2 不整合問題

ここまで、崩壊問題について概観してきた。以下では、それとともにジレンマを形成するとみなされてきた不整合問題について概観する。不整合問題には、異なる解釈が存在するが、本節では、もっとも単純な解釈を基に説明していく^{*28}。

不整合問題は、基本的に、規則帰結主義が善の最大化へのコミットメントを有していることを前提としたものである。先の崩壊問題における議論に基づけば、一部の規則帰結主義と行為帰結主義の判定の外延は同一ではない。ということは、裏を返せば、規則帰結主義は、ときに、ある個別的な状況において善を最大化するような行為を禁止するということである。例えば、2 節において古典的功利主義の反直観性を示す例として用いた以下の事例を思い出そう。

^{*28} 不整合問題に関する古典的な文献としては、Smart (1956)がある。不整合問題の可能な解釈に関しては、D. E. Miller (2010)や Rajczi (2016)、Wiland (2010)、Wolf (2017)が参考になる。なお、不整合問題は規則崇拝問題と呼ばれることもある。ただし、規則崇拝問題は、不整合問題と異なるものを意味することがある。例えば、Hooker (2023)のように惨事が生じる際にも規則を守ることを要求することを問題にしている場合もある。なお、上に挙げた文献でも言及されているように、不整合問題や規則崇拝問題はその内実が必ずしも明瞭ではない。そのため、これらを規則帰結主義に対する問題として提示する際には、それがどのような問題なのかを明示することを心掛けた方がよい。

A は、出版予定の書籍の索引づくりを手伝ってもらうことの謝礼として 5 万円支払うことを B に約束した。約束の後、B は実際に索引づくりを手伝った。しかし、A は、B に 5 万円払うのではなく、寄付団体に寄付することで福利が最大化されるとして、B に謝礼は支払わずに、寄付団体に 5 万円の寄付をした。

問題とされているのは、この事例において、最善の行為が寄付団体に 5 万円の寄付をすることだったとしても、規則帰結主義の一種は B に謝礼を支払うことを要求するというものである。そのような規則帰結主義が善の最大化へのコミットメントを有している、すなわち、善の最大化というのが道徳においてもっとも基礎的なことだと考えているとすれば、これは理論的に不整合をきたしている。というのも、善を最大化することを最重要だとみなしているにもかかわらず、ときに、善を最大化する行為を禁じているからである。これが不整合問題で問題とされる不整合(の一つの解釈)である。

2 節で概観したように、規則帰結主義の一種である規則功利主義は、古典的な功利主義の代案として提示されたものである。古典的な功利主義は、基本的に、福利(善)の最大化へのコミットメントを有していた。そして、その代案として提示された時点では、規則功利主義も福利(善)の最大化へのコミットメントを捨てていないものと考えられていたため、この批判は規則帰結主義に対する致命的な批判だとみなされてきた。

以下では、不整合問題に対して提示されているいくつかの応答について概観する。少なくとも上で提示されたタイプの不整合批判は、善の最大化へのコミットメントを基盤としている。そのため、以下で概観する応答の多くは、そうしたコミットメントを捨てるという応答になる^{*29}。

なお、善の最大化へのコミットメントを放棄するという提案がなされるまでは、不整合問題を解消するには、善の最大化へのコミットメントと整合的な理論、すなわち行為帰結主義と全く同じ判定をする規則帰結主義を擁護する以外に方法がないと考えられていた。また、先に述べたように、不整合問題が生じる一因は、崩壊問題の回避にある。こうしたことがゆえに、両者はジレンマを形成すると考えられていた。

5.2.1 反省的均衡に訴える応答

Hooker (2000b, pp. 99–102)は、規則帰結主義を、行為の不偏的な擁護可能性(impartial defensibility)という発想と反省的均衡(reflective equilibrium)の組み合わせから擁護する。そして、そのように擁護された規則帰結主義は、善の最大化へのコミットメントを有していないため不整合問題を抱えないと論じる。

反省的均衡というのは、道徳理論の評価という文脈でごく簡単に言えば、次のようなものである。まず、我々の強固な道徳判断や道徳に関する強固な信念、道徳に関連する種々の信念などを集める。その後、それらを基にした理論の構築を行う。もし、構築された理論と我々が持っている信念の間に齟齬があるのなら、理論、あるいは、信念の方に修正を加える。そうした理論や信念への修正の末に行き着くだろう整合的な道徳理論がもっともらしい理論である。

Hooker は、反省的均衡によって自身の規則帰結主義が擁護されると考えており、規則帰結主義は以

^{*29} 以下で扱わない可能な擁護方法としては、契約論的な議論からの擁護や帰結主義的発想からの擁護などがある。それらについては、Hooker (2023)で概観されている。

下のような考えの組み合わせから擁護されると主張する。

- 道徳的に正しい行為は、不偏的に擁護可能な行為である。
- 不偏的に擁護可能な行為は、不偏的に擁護可能な規則に合致した行為である。
- 不偏的に擁護可能な規則は、規則帰結主義によって説明される。というのも、規則帰結主義は、反省的均衡によって支持されるためである。

規則帰結主義のこうした擁護は、善の最大化へのコミットメントを前提していない^{*30}。そのため、もし、こうした方法によって、規則帰結主義が擁護されるのだとすれば、規則帰結主義は不整合問題を回避することが可能である。というのも、そもそも善の最大化へのコミットメントを有していないのだとすれば、善の最大化を禁じる時があったとして、何ら内的な不整合は存在しないからである。もちろん、反省的均衡によって、本当に規則帰結主義が支持されるのかなどの問題はあるが、本稿ではこれ以上扱わない^{*31}。

5.2.2 実践としての道徳という考えに訴える応答

Copp (2020)とWolf (2017)は、お互い類似した応答を提示している。両者に共通した基本的な発想は、道徳の本性や要点を、特定の機能や目的を持った社会的な営み、とりわけ、適当な規則によって構成された実践(practice)として捉えるというものである。Copp (2020)は、実践としての道徳の役割を人々の利益の衝突の調停とみなす。そして、そのような機能を果たすための規則は、帰結主義に近い基準によって選ばれようとする。このとき、最終的に支持される規則群は、おおむね、規則帰結主義のようなものになる可能性が高い。もちろん、いわゆる規則帰結主義が本当に擁護されるのかは、経験的な探究に開かれているが、こうした擁護方法が成功するとすれば、規則帰結主義の擁護の過程において、個人による善の最大化へのコミットメントが含まれていないことになる。もちろん、帰結主義的な基準によって規則が評価されているが、それはあくまで、可能な種々の実践を比較する際に帰結主義的な基準を用いているだけであり、個人が個別的な状況において善を最大化すべきという考えにコミットしているわけではない。そのため、それらの規則群が個別的な状況において善の最大化を要求しなかったとしても、不整合は生じない。

他方、Wolf (2017)は、実践としての道徳の目的が公共善の促進である場合を考える。ここで注意したいのは、あくまで目的とされる公共善の促進は、個人によるものではなく、実践全体として公共善を促進することだという点である。言い方を変えれば、ありうる種々の実践の中で、より公共善を促進するような社会実践が道徳の目的を満たす実践として選ばれるということである。実践が規則によって構成されるという

^{*30} 本文中での説明は、本稿での不整合問題の定式に合わせて、Hooker の議論を改変したものである。元の定式では、行為主体の心理状態における不整合を基に説明がなされている。

^{*31} この問題には、次節で扱うような規則帰結主義は規則を用いるがゆえに反直観的な判定を下すという批判の正否も大きく関わる。それ以外に、反省的均衡から規則帰結主義を擁護しようとする Hooker の議論について扱った文献としては、Hooker (2000a)や Law (1999)、Levy (2014)、D. E. Miller (2000)、Montague (2000)、Suikkanen (2008)などがある。

ことを前提すれば、道德の目的を満たす実践を構成する規則は、ある種の規則帰結主義的な規則群になるだろう。

あくまで目的とされている公共善の促進というのは、実践全体として公共善を促進することであって、個別的な状況において公共善が促進されることでも、個人が公共善を促進することでもない。とすれば、個別的な状況において個人が公共善をより促進するような行為を当該の実践が禁止したとしても、そこには何の不整合もない。そのため、このような方法でも、不整合問題を回避できる^{*32}。

5.2.3 パターンに基づいた理由に訴える応答

不整合問題に対する三つ目の応答方法は、理由の本性に関する特定の見解に基づいたものである。基本的な発想は、i 行為の正不正は、行為の理由から説明されるものであるとともに、ii 行為の理由というのは、結果の善さから説明されるものであり、iii また、行為それ自体が持つ性質に基づく行為の理由以外の特定の種類の行為の理由を認めるならば、それは実質的に規則帰結主義の見解にたどり着くというものである(Woodard, 2019, Chapter 5)。

近年の倫理学では、行為の正不正を諸行為をすべき理由から説明することは一般的である。例えば、そのような説明の一つとして、ある行為が道徳的に正しいのは、その行為をすべき理由が、他のいかなる行為をすべき理由よりも弱くない時であるといった考えが挙げられる。そうした見解の下では、行為の正不正について明らかにするには、どのような行為の理由が存在するのかを明らかにすればよい。この点から帰結主義を擁護する方法の一つは、理由の目的論的理解を採用することである。理由の目的論的理解の一つの解釈によれば、人々の行為の理由は、結果の善さによって説明される。つまり、善い帰結をもたらす行為をする理由を我々は持ち、また、より善い帰結をもたらす行為ほど、それをする強い理由を我々は持つというようなことである。つまり、私がいまバナナを食べることで食べないときよりも善い帰結がもたらされるならば、私はバナナを食べない理由よりも食べる理由を持つというようなことである。先ほどの、「ある行為が道徳的に正しいのは、その行為をすべき理由が、他のいかなる行為をすべき理由よりも弱くない時である」という見解と、理由の目的論的理解を組み合わせよう。すると、行為の正不正は理由から説明され、理由は結果の善さから説明されることになる。そこでは、実質的には、行為の正不正は結果の善さから説明されることになる。これは、行為の正不正は結果の善さのみから説明されるという帰結主義のテーゼそのものであり、上記の組み合わせから帰結主義が支持されることがわかる。

ここから規則帰結主義の擁護をするにあたっては、理由に関するもう一つの見解が追加される。それは、人々は自身の行為が何かしらのパターンの一部(生物がなす行為等の組み合わせの一部)であるとき、それがそうしたパターン的一部分であるということに基づいて行為の理由を持つという見解である。例えば、温室効果ガス削減を考えよう。個人による温室効果ガス削減は、地球温暖化の状況改善に対して、何の効力も持たないと仮定しよう。また、もし多くの人々が温室効果ガス削減に努めたならば、一定以上の効力があると仮定する。「人々は自身の行為が何かしらのパターン的一部分であるとき、それがそうしたパターン

^{*32} Hooker (2023)曰く、出版予定の文献で、これらの議論が究極的には反省的均衡に基づかなければならないと論じるようだ。

の一部であるということに基づいて行為の理由を持つ」と言う際に念頭に置かれていることの一例は次のようなものである。温室効果ガス削減という個人の行為は、大勢の人々による温室効果ガスの削減という効力を持つパターンの一部である。そして、この事実が、温室効果ガス削減に努める行為の理由を個人に対して与える。

こうした考えの採用が、なぜ規則帰結主義の擁護に繋がるかといえば、規則が「埋め込ま」れた際の結果について考えるとき、規則帰結主義は人々の行為などのパターンについて考えているとみなすことができるからだ。例えば、「遵守」型の規則帰結主義について考えよう。「温室効果ガスを削減せよ」といった規則の普遍的な「遵守」の結果を考えているとき、我々の念頭にあるのは、人々がその規則に命じられている行為—温室効果ガスの削減—を行うことによって成立することになるパターンについてであるとみなすことができる。「受容」型の規則帰結主義の場合は、やや複雑であるが、「受容」の結果として生じる行為や「受容」の為に必要な教育など、「受容」に関わるものごとをすべてパターンとみなすことは可能だろう。

この方法によってどのような規則帰結主義が擁護されることになるかは、どのようなパターンに基づいた理由を人々が持つことや、パターンに基づいた理由と個別的な行為の理由の強さの関係に依存する。例えば、実現しそうにもないパターンに基づいた理由を我々が持たないとすれば、規則が普遍的に「埋め込ま」れた状態を考える普遍的「遵守」型の規則帰結主義などは擁護されえない。これは重要な問題であるが、本稿ではこれ以上扱わない^{*33}。

これらの応答(とりわけ、崩壊問題に対しては「受容」などの帰結に訴える応答、不整合問題に対しては反省的均衡に訴える応答)もあり、現在では、崩壊問題と不整合問題のジレンマを規則帰結主義が抱える致命的な問題だと考える人は少ない。ただし、崩壊問題は規則帰結主義に対する批判に応える中で注意すべきことであり続けている。これは、規則帰結主義固有の問題の多くは規則を用いているがゆえに生じている問題だからである。そうした問題を解消する際には、規則を用いていない立場(行為帰結主義)に、規則帰結主義を近づけるような方法が考案される傾向にある。それもあり、最終的に擁護されている立場が依然として行為帰結主義の代案であり続けているかには注意をしなければならない。

6 理想世界批判と遠隔世界批判

本節では、規則帰結主義は特定の状況下で反直観的な判定を下すという批判の一種を概観する。2節で述べたように、歴史的に見ると、規則帰結主義への注目が集まったのは古典的功利主義などの反直観性を克服できるように思われる点の一つの理由であった。しかし、規則帰結主義は規則を用いるがゆえに、行為帰結主義は抱えないような反直観性を抱えると多くの論者によって批判されている。こうした批判は伝統的に重大な問題だとみなされてきたが、Derek Parfit が理想世界批判として定式化し、Abelard Podgorski が更に一般化した批判を提示するなど、近年改めて注目されている。そのため、本節では、ま

^{*33} これに関しては、Dietz (2016, 2023)や Woodard (2007, 2019, Chapter 5)などで論じられている。

ず、Parfit による理想世界批判と、それに対する可能な対処方法として規則帰結主義のバリエーションを幾つか概観する。その後、それらのバリエーションでも回避できない問題として、Podgorski による遠隔世界批判について概観する^{*34}。なお、遠隔世界批判の文脈で言及するように、本節で概観する批判に類する批判のいくつかは、反直観的な判定を下すことを示すとともに、それによって、規則が反実仮想的に「埋め込ま」れた場合の帰結など、何かしらの考慮事項が不適當であるという疑念を提示するものでもある。

6.1 理想世界批判

Parfit の理想世界批判は、カント主義や普遍的「埋め込み」型の規則帰結主義に対して伝統的に向けられてきた批判を定式化したものである。この批判の基本的な発想は、規則が普遍的に「埋め込ま」れている理想的な世界を基に道徳的規則を判定するがゆえに、規則が普遍的に「埋め込ま」れているわけではない非理想的な世界にはそぐわない規則が選ばれてしまうというものである^{*35}。なお、以下で理想世界批判として扱うのは、厳密には、Parfit が「新理想世界批判」と名付けたものである。

理想世界批判

規則が普遍的に「埋め込ま」れているわけではない世界では、普遍的「埋め込み」型規則帰結主義は、いかなる行為も許容してしまう^{*36}。

他者を害することに関わる規則について考えよう。なお、規則体系ではなく、他者を害することに関わる単一の規則同士を比較して規則を評価するとしよう。恐らく、多くの人々が直観的にもっともらしいと感じる規則は、「自己防衛や他者防衛の場合を除いて、他者を害するな」という規則に近いものだろう。理想世界問題は、規則が普遍的に「埋め込ま」れているような世界を考えた場合には、他者を害することに関わる規則として、こうした規則のみが最善の規則になることはないということを問題にしようとする。普遍的「遵守」型規則帰結主義を例に、「他者を害するな。ただし、もし誰かが先に他者を害したならば、何であれ好きなことを行え」という規則を考えよう。人々がこの規則を普遍的に「遵守」している世界では、誰も他者を害さないため、そのような世界においては、この規則の普遍的「遵守」は、先に挙げたもっともらしい規則と

^{*34} 関連する批判を幾つか紹介する。Arneson (2005, pp. 248–249)は、Hooker の規則帰結主義は未来の世代の人々の「受容」も考慮するため、技術革新などの影響により現在と全く異なる生活を送っている人々による規則の「受容」も考慮することになり、それがゆえにもっともらしくない判定を下すと論じている。Rosen (2009)は、規則が普遍的に「埋め込ま」れた場合に世界を滅ぼす悪魔がいる世界において、カント主義的契約論などが適切な判定を下せないと論じている。Portmore (2009b)は、地球人とお互いに何の影響も及ぼせない遠い銀河に住んでいる人々が存在した場合、そうした人々の善も考慮しなければならないために規則帰結主義は反直観的な判定を下すか、もっともらしくない相対主義に陥るかのどちらかであると論じている。これらは、規則帰結主義が反直観的な判定を下しうることに加え、何かしら適当とは思えない考慮事項に可感的である点も批判している。

^{*35} Parfit による議論の文脈や「理想世界批判」という名称を踏まえると、本稿における定式が Parfit 自身の意図に近いものだと考えられる。ただし、Rumbold (2024)のように理想世界批判をより一般的な批判として解釈する論者もいる。

^{*36} Parfit (2011, p. 316)が、ある種のカント主義的立場を対象に定式化したものを規則帰結主義向けに書き換えた。

同程度に非常に善い帰結を有すると理想世界問題の提示者たちは考える^{*37}。これが正しければ、普遍的「遵守」型規則帰結主義の文脈では、「自己防衛や他者防衛の場合を除いて、他者を害するな」という規則と「他者を害するな。ただし、もし誰かが先に他者を害したならば、何であれ好きなことを行え」という規則は同程度に善い帰結を持つ規則ということになる。もし、最善の規則が複数ある場合には、いずれに従うことも許されるのであれば、普遍的「遵守」型規則帰結主義は、「他者を害するな。ただし、もし誰かが他者を害したならば、何であれ好きなことを行え」という規則に従うことも許容する^{*38}。すなわち、他者が誰かを害しているような世界においては、何であれ好きなことを行うことを許容するということである。これは、反直観的である。「遵守」型を例としたが、同様の議論が「受容」型などにも当てはまると論じられている (Parfit, 2011, pp. 316–320)。

6.1.1 理想世界批判への対処: 規則帰結主義のバリエーション

「埋め込み」率の考慮の仕方に様々な工夫をすることで、規則帰結主義者は理想世界批判に類する問題に対応してきた。以下では、そうした工夫の幾つかとそれらに対する批判を概観する^{*39}。

固定率規則帰結主義

まず、規則帰結主義のもっとも単純な立場は、固定率規則帰結主義(fixed-rate rule-consequentialism)と呼ばれる立場である^{*40}。この立場は、単一の固定された「埋め込み」率のみを考慮する。例えば、理想世界批判のえじきとされていた普遍的「埋め込み」型規則帰結主義は、100%の「埋め込み」率における規則の価値のみを考慮する固定率規則帰結主義の一種である。固定率規則帰結主義の一般形は、以下のような形で表すことができる。なお、 X には、任意の「埋め込み」率が入る。

ある行為は、理想的な規則体系によって禁じられている時、不正である。理想的な規則体系とは、(固定された)「埋め込み」率 X における規則の価値が、他のいかなる代替的な規則体系よりも低くないような規則体系である。

つまり、「埋め込み」率として 100%を選ぶ固定率規則帰結主義であれば諸規則体系が普遍的に「埋め込ま」れている状況において持つ価値を基に、70%を選ぶ固定率規則帰結主義であれば諸規則体系が70%「埋め込ま」れている状況において持つ価値を基に諸規則体系を評価するのである。

理想世界批判に対する、固定率規則帰結主義による応答は単純である。理想世界批判とは、その名前が表すように 100%の「埋め込み」という理想的な状況を考慮しているが故の問題だと考えられる。だとすれば、100%未満の埋め込み率を考慮すれば、問題は解消される。実際、固定率規則帰結主義の代

^{*37} Parfit などが用いるこうした例自体は、注 49 で言及する規則の価値の不確実性がゆえに問題含みの可能性がある。

^{*38} なお、Hooker (2000b, p. 32)の定式から分かるように、Hooker は、複数の規則体系がともに最善であるとき、慣習道徳により近い規則体系の指示通りに行為すべきだと考えている。

^{*39} これらの工夫の可能な整理については、注 60 で簡単に言及する。

^{*40} 例えば、Brandt (1992b)や Hooker (2000b)はともに 90%を「埋め込み」率とした固定率規則帰結主義を擁護している。

表的な擁護者である Hooker (2000b, pp. 83–84)は、理想世界批判に類する問題への対処と「道德規則はすべての人々によって受け入れられるためのものであるという考え」を両立するような均衡点として、90%程度の「埋め込み」率が考慮されるべきだと主張している。つまり、100%の「埋め込み」率を目指すべきではあるが、100%の「埋め込み」率のみを考慮してしまうと、上手く扱えない社会問題などがあるので、100%までは行かないが十分に高い 90%あたりが、「埋め込み」率として考慮されるべきと考えるのである。

もし、100%の「埋め込み」率を考慮することが理想世界批判の源泉であれば、100%未満の「埋め込み」率を考慮することで、固定率規則帰結主義でも理想世界批判を回避できるだろう。ただし、こうした応答の仕方には、主に二つの批判がある。一つは、特定の「埋め込み」率を恣意的ではない仕方を選ぶことはできそうもないという批判である(cf. Ridge 2006; Smith, 2010)。例えば、上で述べたように、Hooker は、理想世界批判に連なる問題への対処と「道德規則はすべての人々によって受け入れられるためのものであるという考え」を考慮すれば、その均衡点として 90%程度が擁護されるだろうと述べている。しかし、仮にそれらが適当な根拠だったとしても、それらを満たすような「埋め込み」率は、80～90%前後と幅があるように思われる。そうしたことを踏まえると、恣意的ではない仕方での特定の「埋め込み」率を選択できるかどうかは明らかではない。

もう一つの批判は、100%の「埋め込み」率のみを考慮することによって生じる理想世界批判のような問題は回避できても、90%など特定の「埋め込み」率のみを考慮することによって類似した問題が生じるのではないかというものである。つまり、100%の「埋め込み」率を考慮することによって、他の「埋め込み」率ではあまりよいとは思えないような規則が選ばれてしまったように、90%の「埋め込み」率だけを考慮した場合、90%以外の「埋め込み」率ではあまりよいとは思えないような規則が選ばれてしまうのではないかという批判である(cf. Ridge 2006, pp. 245–246)。後で概観する遠隔世界批判はこうした懸念をより精緻化したものとして理解が可能である。

可変率規則帰結主義

Michael Ridge は、理想世界批判に類する問題と上に挙げたような固定率帰結主義が抱える問題を回避する立場として、可変率規則帰結主義(variable-rate rule-consequentialism)を提示する。Ridge 自身が提示している可変率規則帰結主義は、以下の定式で表される。

ある行為は、その行為が、以下のような性質を持つ規則体系によって要求されているとき、かつ、そのときに限り正しい。すなわち、0%から 100%の間のすべてのレベルでの、諸規則体系の社会的受容の期待効用を割り出し、それら異なるレベルの受容の平均期待効用を計算したときに、平均期待効用が他のいかなる代替的な規則体系よりも高い規則体系によって要求されているときである(Ridge, 2006, p. 248)。

この立場は、それぞれの規則について、すべての「埋め込み」率における期待値からその平均を計算し、平均が最大のものを道徳的規則体系とみなす。例えば、A と B という規則体系があったとしよう。この

立場では、すべての埋め込み率における A の期待値を計算した後、それらの平均値を出す。同様の作業を B に対しても行い、両者の平均値を比較し、A のもののほうが大きければ A が、B のもののほうが大きければ B が道徳的規則体系になる。なお、Ridge は、善を福利に限定しているが、その必要はない。同様に、平均期待効用の最大化でなく、中央値の考慮や充足化など他の基準を基に可変率規則帰結主義を構築することも可能である。

Ridge によれば、こうした立場は、固定率規則帰結主義と異なり、特定の「埋め込み」率のみを考慮するわけではないため恣意性を免れている。また、特定の「埋め込み」率に特化した規則は、他の「埋め込み」率において低い期待値を持つであろうため、可変率規則帰結主義では、そうした規則は道徳的規則として選ばれない。代わりに、種々の「埋め込み」率で生じる問題にもうまく対処できるような規則が選ばれる可能性が高い(Ridge, 2006, p. 249)。

Ridge の見解に反し、可変率規則帰結主義が、特定の「埋め込み」率のみに特化した規則を選んでしまう可能性は依然として残っているように思われる。可変率規則帰結主義に対して挙げられている、外れ値に関する問題がこの点を明らかにするうえで役立つので、まずはそれについて確認する。例えば、規則体系 A と B があったとしよう。また、「受容」率 100% 以外において、A は B よりも高い期待値を持つとしよう。さらに、「受容」率 100% においては、B が A よりも非常に高い期待値を持つとしよう。こうしたとき、「受容」率 100% において B が持つ期待値が桁外れに高ければ、B の方が期待値の平均が高くなりうるため、可変率規則帰結主義は A でなく B を道徳的規則とみなすことになりうる。Hooker & Fletcher (2008, p. 349) は、もし、上に挙げた例のように、最終的な道徳的判定に大きな影響を与えている外れ値が現実には達成されえないような「受容」率で生じる場合、その規則を守らなければならないと考えるのは奇妙であると批判している^{*41}。

今言及した批判自体の成否にかかわらず、こうした外れ値の問題は可変率規則帰結主義が特定の「受容」率に特化した規則を選びうることを示しているように思われる。特定の「受容」率に特化した規則が、多くの「受容」率では低い期待値を持つものの、ある「受容」率においては非常に高い期待値を持つがために平均して非常に高い期待値を持つことは十分にありうる。であれば、可変率規則帰結主義も、依然として、特定の「受容」率に特化した規則を選びうるだろう^{*42}。

最適率規則帰結主義

Holly Smith は、理想世界批判を回避できるとともに、固定率規則帰結主義や可変率規則帰結主義よりも恣意的ではない仕方で「埋め込み」率を選択できる立場として、最適率規則帰結主義(optimum-rate rule-utilitarianism)を提示する。この立場においては、各規則体系の最適率における期待値を比較する。そして、それぞれの最適率において、他のいかなる代替的な規則体系よりも低くないような期待値を持つ

^{*41} 一見すると、これと類似した問題は、Hooker 自身が擁護しているような固定率規則帰結主義にも当てはまるように思われる。つまり、実際には達成されないであろう 90% という「埋め込み」率で最善の規則だからといって、なぜその規則を守らなければならないのかという疑問である。

^{*42} Tobia (2013) は、中央値でなく平均値を選ぶ点などで、依然として恣意性が残っていることや、各「埋め込み」率が成立する確率を考慮していない点なども批判している。

規則体系が最善の規則として選ばれる。言い換えれば、以下のように定義される理想的規則体系によって行為が禁止/許容されているかどうかを基に行為の正不正を評価する。

理想的規則体系とは、次のような規則体系である。すなわち、その最適率における期待値が、他のいかなる代替的な規則体系よりも低くないような規則体系である^{*43}。

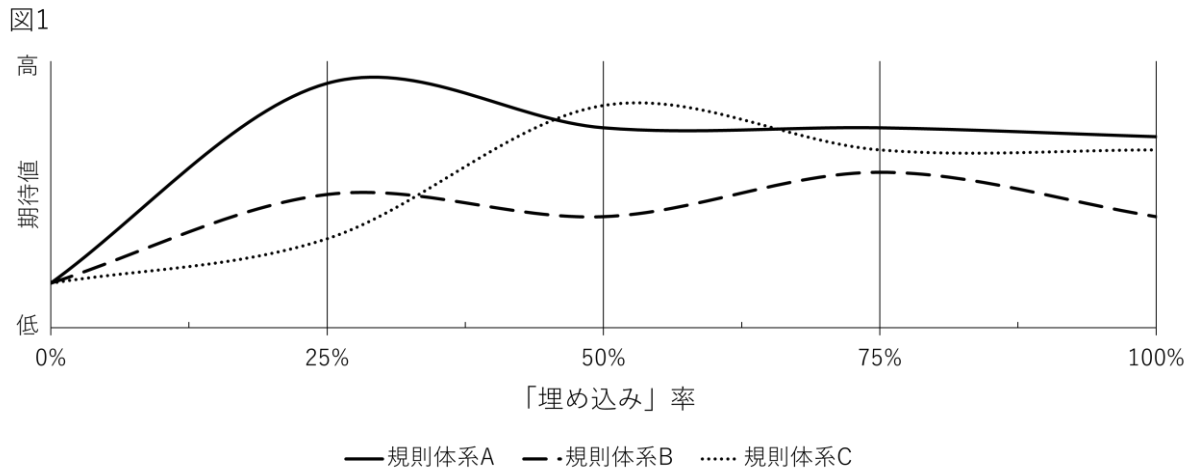


図1を基に説明しよう。ある規則体系の最適率というのは、ある規則が「埋め込み」された際に最善の期待値が見込まれる「埋め込み」率のことである(Smith, 2010, pp. 417–418)。例えば、図1で言えば、規則体系Aの最適率は30%あたり、規則体系Bの最適率は75%あたり、規則体系Cの最適率は55%あたりにある。最適率規則帰結主義は、各規則体系の最適率における期待値を他の規則体系の最適率における期待値と比較する。そのため、「埋め込み」率30%あたりの最適率で規則体系Aが持つ期待値、75%あたりの最適率で規則体系Bが持つ期待値、55%あたりの最適率で規則体系Cが持つ期待値を比較することになる。図1で言えば、規則体系Aが最適率で持つ期待値が、他の規則体系がそれぞれの最適率で持つ期待値よりも大きいため、規則体系Aが理想的規則体系として選ばれることになる(価値の最大化のような発想がよく反映されているために、規則選択における恣意性がより少ないとSmithは考えている)。なお、上の定式自体は、期待値を基に組み立てられているが、最適率規則帰結主義自体は、期待値ではなく実際に生じる価値などを基に組み立てることも可能である。

最適率規則帰結主義は、可変率規則帰結主義における外れ値に類似した問題を抱える。例えば、規則体系DとEがあったとしよう。Dは、「埋め込み」率80%以外においては、常にE以上の期待値を有している。しかし、「埋め込み」率80%においては、EはDより高い期待値を持つとともに、その期待値は、Dが他の「埋め込み」率で持つものよりわずかに高い。このとき、最適率規則帰結主義は、規則Eを道徳的規則として選ぶ。しかし、多くの「埋め込み」率において、規則Dの方が高い帰結を有していることと、規則Eはその価値の最高値においてわずかに規則Dを上回っているだけに過ぎないことを踏まえると、規則E

^{*43} 本節での説明にあわせて、Smith (2010, p. 418)による説明を若干改変した。

の方が道徳的によりよい規則であるのかは疑わしくなってくる(Tobia, 2013, pp. 647–648)。こうした問題からも分かるように、最適率規則帰結主義にも可変率規則帰結主義と同様に、特定の「埋め込み」率に特化した規則を選ぶ可能性が依然として残っている。というのも、特定の最適率において高い期待値を有している規則というのが、その「埋め込み」率に特化した規則である可能性は高いからである。

全率規則帰結主義

Parfit は、理想世界批判をかわしうる立場として、全率規則帰結主義(every-rate rule-consequentialism)と呼ばれる立場を提示する。全率規則帰結主義は、次のような定式で表される。

すべての人々は、次のような規則に従うべきである。すなわち、いかなる数の人々がそれに従った場合にも、ものごとが最善となるような規則である(Parfit, 2011, p. 319)。

この立場においては、すべての「埋め込み」率において最善の帰結を有するような規則(体系)が最善の規則として選ばれる。すなわち、「埋め込み」率 100%、99%、98%...というすべての「埋め込み」率で最善の帰結を有す規則(体系)X が最善の規則(体系)として選ばれるということである。Parfit は、「もし、〇〇であれば、××」という条件節付きの規則、とりわけ「埋め込み」率に応じた条件節がついた規則「もし、〇〇%の人々が××していれば、△△せよ」も考慮すれば、すべての「埋め込み」率において最善の帰結を有する単一の規則(体系)があると考えている。例えば、「100%～80%程度の「受容」率であれば、〇〇せよ。80%～50%くらいまでの「受容」率であれば、××せよ。…」というような規則によって構成される規則体系である。

全率規則帰結主義に対する主要な批判の一つは、すべての「埋め込み」率において最善の帰結を有し、なおかつ、崩壊問題を抱えないような規則(体系)があるとはとても思えないというものだ(Ridge, 2009, pp. 68–69)^{*44}。先にも述べたように、Parfit は、「埋め込み」率に応じた条件節を付け加えていけば、そのような規則(体系)が見つかると考えている。しかし、そのような楽観論が正当であるかは疑わしい。例えば、「遵守」型の場合、「遵守」率に応じて条件節を加えていくことは、行為帰結主義の道徳的判定との外延の一致につながる可能性が高い。「遵守」型で考慮されるのは、人々が規則によって指定されている行為を行った場合の帰結である。とすると、規則の「遵守」率に応じて、条件節を組み込んでいくのは、実質的には、世界で何が生じているかに基づいて条件節を組み込んでいくのとおおむね同じである。そのような形で条件節が組み込まれる際に要求されるのは、実際の世界の状態における最善の行為である可能性が高い。すると、そのような形で条件節が組み込まれた規則帰結主義の判定は、行為帰結主義による判定と等しいものである可能性が高い。

また、「受容」型の場合、保障効果や予期効果、教育や内面化といった「受容」のコストといったものを考慮すると、一般的に、条件節が多くなれば多くなるほど保障効果や予期効果は弱まるとともに「受容」の

^{*44} Ridge (2009)は、この点をさらに展開し、すべての「埋め込み」率において最善の帰結を有する規則体系が存在しないことを理由に道徳的虚無主義が導出されるのはもっともらしくないため、全率規則帰結主義は退けられるべきだと主張する。

コストが高くなる。例えば、「人から盗んではならない」という規則を考えよう。この規則が人々に「受容」されている際、「私の所有物は他者によって脅かされない」という心理的保障を得ることが可能になるであろうし、そうした保障や予期に基づいて快適に人生を過ごすことが可能になるだろう。しかし、そうした心理的保障や予期は、当該の規則に例外が付け加えられるたびに弱まっていくだろう。また、当該の規則とそれに 20 個の例外が組み込まれたものであれば、それを内面化するのも教授するのも前者の方が容易なように思われる。とすると、多量の条件節が組み込まれた規則が最善の規則たりうるのかは疑わしい。そうであれば、「埋め込み」率に応じた条件節が組み込まれた規則であれば、すべての「埋め込み」率において最善の規則たりうるという考えが疑わしくなる。もし、当該の考え以外に、すべての「埋め込み」率において最善の規則たりうる規則が一意に定まりうることを支持する根拠がなければ、すべての「埋め込み」率において最善の規則たりうる規則が一意に定まりうると考えるのは楽観的すぎるだろう。この点に関しては、固定率規則帰結主義に対する批判として取り上げた、特定の「埋め込み」率のみにおいて最善となり、他の「埋め込み」率ではあまりよい帰結を有さない規則の存在も当該の楽観論を疑う根拠となるだろう。

事実的規則帰結主義

ここまでの立場は、規則が現実「埋め込ま」れているかどうかは問題とせず、規則が反実仮想的に「埋め込ま」れた場合の帰結を軸に規則の帰結の評価を行うものであった。すなわち、現実においてどのような規則がどの程度「埋め込ま」れているかは参照せず、仮に特定の規則が特定の割合で「埋め込ま」れていたらどうなるかを考えていた。事実的規則帰結主義は、現実「埋め込ま」れている規則を評価して道徳的規則を決定するという点で、これまでの立場と大きく異なる^{*45}。

事実的規則帰結主義の基本的な発想は、現に社会において「埋め込ま」れている規則が何かしら適切な基準を満たしていれば、それらは道徳的規則となる、というものである。例えば、R. B. Miller (2009, p. 22)は、現に社会において「埋め込ま」れている規則が、それが「埋め込ま」れていない場合よりも善を促進しているかどうかを基準として用いる。あるいは、Johnson (1991, pp. 38–39)は、現に社会において「埋め込ま」れている規則が、行為帰結主義が「埋め込ま」れている場合よりも善を促進するかどうかを基準とする。Johnson の立場を例として少し説明を加えよう。例えば、「正当防衛などを除いて人を殴ってはならない」という規則は、社会において「埋め込ま」れている規則のように思われる。この規則が「埋め込ま」れている場合と、行為帰結主義的規則が「埋め込ま」れている場合を比べてみよう。例えば、行為帰結主義的な規則が「埋め込ま」れている場合、少しの善の変動で殴ることが許容され他者に向けなければならない警戒度合いが増すだろう。それを踏まえれば、「正当防衛などを除いて人を殴ってはならない」の方が、行為帰結主義的規則が「受容」された場合よりも善を増大させているように思われる。とすれば、Johnson の立場においては、当該の規則が道徳的規則となり、正当防衛以外で人を殴ることは不正になる。Johnson の立場においては、こうした形で評価された道徳的規則によって禁止されているか否かによって、個別的な行為の正不正が評価されることになる。基準は異なるが行われる評価の過程に関しては、Miller

^{*45} R. B. Miller (2009, pp. 18–19)では、以下では扱わない可能な定式が二つ批判されている。

の立場もおおむね同じようなものである^{*46}。

こうした立場は、ある規則が普遍的に「埋め込ま」れている理想的な状況を考慮しているわけではないため、理想世界批判は回避している。しかし、事後的規則帰結主義も固定率規則帰結主義などのように恣意性に基づく問題を抱えているように思われる。事後的規則帰結主義では、現実「埋め込ま」れている規則を評価するにあたって、何かしらの基準が必要となるわけだが、恣意的ではない基準の設定方法があるのかは明らかではない。例えば、Miller の立場では、現に社会において「埋め込ま」れている規則を評価する際に、それが「埋め込ま」れていない場合よりも善が促進されているかどうかを基準として用いるわけだが、「ある規則が『埋め込ま』れていない状態」というのは無数にありうる。例えば、その規則とは別の規則が「埋め込ま」れている状態もそうであれば、何の規則も「埋め込ま」れていない場合もそうである。これらの無数の状態から特定の状態を基準として用いる恣意的ではない根拠があるのかは明らかではない^{*47}。もちろん、これは Johnson の立場にも関わる。Johnson の立場では、行為帰結主義が「埋め込ま」れている状態が基準として用いられるわけだが、なぜそれが基準となるべきなのだろうか。この点に説得的な根拠があるかどうかは明らかでない^{*48}。

ここまで、理想世界批判への可能な対処方法として、規則帰結主義のバリエーションを幾つか概観した。これら規則帰結主義のバリエーションの多くは、恐らく、本稿で定式化した意味での理想世界批判自体は回避している^{*49}。しかしながら、上でも言及したように、類似した問題を回避しきれているかは疑わしい。以

^{*46} ここでは、現実の規則を評価する基準の紹介に留まったが、両者の立場は他にも種々の要素が含まれている。

^{*47} 最近接可能世界を基準とするという提案があるかもしれない。つまり、現実世界で従われている規則 R の評価をするにあたって、人々が R に従っているという点を除けば、現実世界にもっとも類似した可能世界で何が起きているかを基準とするということである。これには二つの問題がある。一つには、最近接可能世界が一意に定まりうるか明らかでない。もう一つには、最近接世界が一意に定まったとしても、依然として、道徳的規則の評価を行うにあたって最近接可能世界を基準とすべき根拠があるかどうかは明らかでない。

^{*48} D. E. Miller (2014, p. 154) が R. B. Miller の立場について指摘したように、事後的規則帰結主義の多くは、現実の規則の価値が特定の閾値を越えていれば道徳的規則とみなす立場と理解できる。そのため、その検討においては、帰結の価値が特定の閾値を越えていればよしとする種類の帰結主義に関する議論が役立つだろう。

^{*49} Smith, (2010 pp. 418–432) は、100%未満の「埋め込み」率を考慮することで、理想世界批判などを回避しようとする立場に関する二つの問題を提示している。一つは、そのような立場は、往々にして「他の人々が〇〇しないなら、××せよ」といった形で他者の行動を条件とした規則を採用することで、帰結が不確定になってしまう点である。もう一つは、規則と「埋め込み」関係にない人々が何をするかについて恣意的ではない仕方で指定する方法があるように思われないという問題である。例えば、80%の「埋め込み」率を考慮する時、残りの 20%の人々がどのような振舞いや態度を持っているかで、規則の持つ帰結は変わりうる。そのため、残りの 20%の人々がどのような人々であるかを決めなければならないが、それを恣意的ではない仕方で決める方法はないように思われるという問題である。これらの問題に関しては、一つ目の問題に関しては各帰結が生じる確率を、二つ目の問題に関しては人々がどのような振舞いを示すかについての確率を考慮すれば理屈上は問題を回避できることが、Yeo (2017) によって指摘されている。Tobia (2013) も参考になる。

ただし、査読者 1 が指摘するように、そうした応答が「もし、人々が x したらどうなるか？」という伝統的な規則帰結主義の魅力の一つの源泉と考えられている思考法と整合的であるのかは、更なる検討が必要かもしれない。「もし、人々が x したらどうなるか？」という思考は、一見すると、「実際に人々が x するかどうかではなく、人々が x したと仮定した場合にどうなるかが道徳的に重要」という考えと結びついているように思われる。そうであれば、現実には人々がある行為をするかどうかは規則の評価に大きく影響する Yeo の提案は相性が良くないかもしれない。この点の検討に当たっ

下では、そのことを明確にしうる遠隔世界批判について概観する。

6.2 遠隔世界批判

Podgorski (2018)によれば、ここまで概観してきた規則帰結主義の諸バリエーションは理想世界批判の本質を見誤っており、理想世界批判自体を仮にかかわせていたとしても、より根本的な批判をかかわすことには失敗している。理想世界批判が指摘する問題の本質は規則の評価における理想化にはない。問題の本質は、規則が適用される世界と大きく異なる世界を基に規則を評価することにある。例えば、ある世界において、湖の水質保全に関わる規則を評価するとしよう。この世界には湖が一つだけ存在するが、未来も含めた歴史を通して、多くの人々がその湖にごみを投棄し続けており、常に湖の水質は悪かったとする。この時、「湖にごみを投棄するな」という規則を評価する際に、仮に大勢の人々がごみの投棄を控えたならば生じたであろう水質向上という効果が参照されたならば、これは、規則が適用される世界と大きく異なる世界を基に規則を評価したことになる。というのも、規則が適用される世界では生じていないが、大勢の人々がごみの投棄を控えている可能世界において生じている水質向上という効果を基に規則を評価したものと理解できるからである。これから扱う批判が「遠隔世界批判」と呼ばれる所以は、今述べたようなことを「ある行為の正不正の評価を遠い可能世界に基づいてなしている」と表すことができることにある。世界のありうる状態の記述の集合のようなものが可能世界であり、可能世界間の距離はある状態の集合と別の集合との類似点の多さで決まるとしよう。問題となっているような行為の評価方法は、評価対象となる行為がなされる世界の状態と大きく異なる世界の状態を基に当該の行為を評価するという意味で、遠く隔たった可能世界に行為の正不正の評価を依存させている。

前項で概観した規則帰結主義のバリエーションはいずれも、ある規則の評価において、「現実世界がどうであるかはさておき、もし、ある規則が特定の仕方で『埋め込み』れているとしたらどうなるか」という思考を用いる。厳密には、そのような思考を基に考慮した規則と「埋め込み」率の組み合わせが、現実世界で「埋め込み」れている規則とその現実の「埋め込み」率の組み合わせと奇跡的に一致していることがありうる。しかし、多くの場合には、現実には成立していない規則の「埋め込み」を考慮することになる。そのため、当該の思考は、現実には生じていないことが仮に生じたならばどうなるかを考えているという意味で、反実仮想的である。そうした反実仮想的な思考の使用は、規則が適用される世界と大きく異なる世界を基に規則を評価

ては、伝統的な規則帰結主義の魅力と結びついている発想がどのようなものなのかをより詳細に検討することが必要になるだろう。100%の遵守率を基に規則を評価する規則帰結主義を例にとろう。この立場が、「もし、100万人がφするならば、φせよ。そうでないならば、φするな」という規則の価値を確定しようとするとしよう。まず、100%の人々が「100万人がφするならばφし、そうでないならばφしない」という状況が想定される。その後、Yeoの提案に従うならば、当該の状況において、100万人がφするという事態が成立している確率としていない確率が考慮されることになる。この時、φという行為に関していえば、「実際に人々がφするかどうか」が重要になっている。他方で、「もし、100万人がφするならばφし、そうでないならばφしない」という行為に関していえば、依然として、100%の人が当該の行為をしている場合が問題となっており、実際に人々がそうするかどうかは問題となっていない。伝統的な規則帰結主義の魅力の源泉となる考えの一つにとってこれらのうちどちらが重要なのかを検討することが、Yeoの提案を評価するにあたっては重要になるだろう。

することにつながる。例えば、実際には 5 人だけがある規則を「遵守」している世界のための規則を、1 億人が規則を「遵守」している世界を基に評価することを考えるとよい。遠隔世界批判によれば、理想世界批判を回避しているような規則帰結主義理論に対しても、それらが反直観的な判定を下す事例を作ることができる。

なお、上で概観してきた立場の多くは、ある状況に関わる単一の規則の比較ではなく、全ての状況を網羅するような規則体系の比較によって規則の評価を行っていたが、以下では、ある状況に関わる単一の規則の比較を基に説明を行っていく。これは、そもそも今述べたような意味での規則体系の比較をこの論文内で行うのは不可能であるとともに、遠隔世界批判に関しては、単一の規則の比較による説明をそのまま規則体系の比較の話に敷衍することが可能だからである。

遠隔世界批判は次のような事例を基に展開される。

機械事例

次のような機械がある世界を考えよう。

機械 A:規則 R が普遍的に「埋め込ま」れているならば、この機械は、膨大な量の正の価値を産み出す。

機械 B:規則 R が普遍的に「埋め込ま」れているというわけではないならば、誰かが正午に跳び箱を飛んだ場合、この機械は、膨大な量の負の価値を産み出す。

なお、ここでの規則 R は、「どんな状況においても、正午に跳び箱を飛べ」というものである。

ここでは、機械 A と機械 B は、それぞれ、人々の生を善く/悪くできるものを何であれ産みだせるものとして想定されている(Podgorski, 2018, pp. 284–285)。

この世界において、普遍的「遵守」型規則帰結主義と普遍的「受容」型規則帰結主義がどのような判定を下すか考えよう。普遍的「遵守」型規則帰結主義において、R は正午に跳び箱を跳ぶことに関する最善の規則の一つである。R の普遍的「遵守」がなされている世界を考えたとき、機械 A が作動し機械 B が作動していないのは疑いない。また、これは検討の余地があるが、Podgorski (2018, pp. 284–285)によれば、「規則 R が普遍的に『遵守』されている場合は、規則 R を『遵守』せよ。そうでない場合は、…」という類の条件付きの規則が「遵守」された場合も、機械 A が作動し機械 B が作動していない^{*50}。普遍的「遵守」がなされることで機械 A の作動と機械 B の不作動につながるような諸規則は、同程度に善い規則であるため、R は正午に跳び箱を跳ぶことに関する最善の規則の一つとなる。あるものごとに関わる最善の規則が複数ある場合には、どれに従うことも許容されとしよう。この場合、普遍的「遵守」型の規則帰結主義は、正午に跳び箱を跳ぶことによって機械 B が作動してしまう世界においても、正午に跳び箱を跳ぶことを許容する。これは、「ある行為によって悲劇的な帰結が生じるとき、その行為を控えることができるならば、その行為をすべきではない」というもっともらしい考えと相反するため反直観的である(Podgorski, 2018, p. 285)^{*51}。

^{*50} 「検討の余地がある」のは、注 49 に書いた不確定性の問題があるからである。

^{*51} こうした判定を避けるために、「ある状況に関わる最善の規則が複数ある場合には、慣習道徳にもっとも近い規則に

普遍的「受容」型規則帰結主義の場合は、Rの普遍的「受容」のみが機械Aの作動と機械Bの不作動につながるため、Rのみが正午に跳び箱を跳ぶことに関する最善の規則となる。すると、普遍的「受容」型の規則帰結主義は、機械Bが作動する世界においても、正午に跳び箱を跳ぶことを要求することになる。そのため、普遍的「受容」型規則帰結主義と同様に反直観的な判定を下すことになる。

機械事例自体は、ある規則が普遍的に「埋め込み」れた場合を例としたが、80%など任意の「埋め込み」率でも同様の事例を作ることができる。例えば、機械事例における機械の作動条件をそれぞれ、「規則Rの『埋め込み』率が80%のとき」と「規則Rの『埋め込み』率が80%ではないときに、誰かが正午に跳び箱を飛んだ場合」にすれば、80%の「遵守」型規則帰結主義や80%の「受容」型規則帰結主義のための例を作ることが可能である。つまり、100%の「埋め込み」率を考慮しない、他の固定率規則帰結主義も同様の反直観的な判定を下しうることになる。また、紙幅の都合により本稿では扱わないが、前項で概観した規則帰結主義の他のバリエーションに関しても同じことが言える (Perl, 2021, p. 116; Podgorski, 2018, pp. 287–292) ^{*52}。

さて、機械事例やその変種において諸規則帰結主義理論が反直観的な判定を下すことを確認したが、遠隔世界批判がどういった批判なのかを簡単にまとめよう。遠隔世界批判が示しているとされる問題は、主に三つある。

一つ目は、規則が適用される世界と大きく異なる世界を基に規則を評価する、規則帰結主義などの理論は、特定の条件下で反直観的な判定を下すということである。機械Aの作動は大勢の人々の行為等を必要とする。そのため、人々が正午に跳び箱を跳んでいない世界において私が跳び箱を跳ぶべきかどうかについての規則を評価する際に、その評価が機械Aの作動に依存することは、規則が適用される世界と大きく異なる世界を基に規則を評価することにつながる。言い換えれば、機械Aが作動しない世界における規則の評価を機械Aが作動している遠隔世界を基に行っているということである。遠隔世界批判は、そのような仕方で行為の正不正を評価する理論が特定の条件下で反直観的な判定を下すことを示しているのである。中には、機械AやBが現実離れたものであることを理由に、遠隔世界批判に取り合う必要がないと考える人もいるかもしれない。しかし、Podgorski (2018, p. 289)も強調するように、あくまで、機械Aや機械Bは、一定数以上の人々が特定の行為などをした場合の帰結を脚色したものにすぎない。平和主義的規則が普遍的に「埋め込み」れた場合の帰結などが示すように、一定以上の「埋め込み」率での帰結が極端なものになる規則は存在しうる。だとすれば、遠隔世界批判の道具立てが突拍子もないものであることだけを理由に、それに取り合う必要がないと考えることは正当化されないだろう。

二つ目は、規則が適用される世界に生じない影響等が、行為の道徳的評価において適当な考慮事項であるのかという問題である(Perl, 2021, pp. 114–116; Podgorski, 2018, p. 292; Rosen, 2009, pp. 83–86)。例えば、大勢の人々が温室効果ガスを削減することで温暖化の速度が減速するという事実は、ほとんど

従うべきである」などの高階の規則を持ち出す人もいるかもしれない。しかし、当該の世界の慣習道徳が規則Rのような規則を含んでいる可能性は排されないため、そうした高階の規則を持ち出しても、依然として問題は解決されない。

^{*52} スキャンロンの契約主義など規則帰結主義以外の立場も、遠隔世界批判のえじきになる(Perl, 2021, pp. 89–92; Podgorski, 2018, pp. 290–292)。

の人々が温室効果ガスを削減していない世界における私の温室効果ガス排出の道德性を評価するにあたって、適当な考慮事項だろうか。遠隔世界批判などの擁護者たちは、そうした「ある規則(体系)が『埋め込ま』れた場合に生じるが、現実には生じていない影響や効果」は適当な考慮事項ではないと考える。遠隔世界批判の機械事例では、ある規則が普遍的に「埋め込ま」れた場合に大量の善を生じさせる機械があった。そのような機械が作動しない世界における私の行為の道德的評価において、その機械が作動した場合の帰結は適当な考慮事項だろうか。そうしたものを考慮するがゆえに反直観的な判定が下されるということを踏まえれば、そのような帰結が適当な考慮事項ではないという主張はより補強されるだろう^{*53}。

三つ目は、遠隔世界批判のえじきになる理論は、あるタイプの付随性(supervenience)を侵害しているという問題である(Perl, 2023, pp. 3–5)。Caleb Perl によれば、遠隔世界批判のえじきになる理論は、非規範的な点において相違のない二つのものは道德などの規範的な点において異なりえないという意味での付随性を侵害している。例えば、すべての人々が正午に腕立てをした場合に膨大な善を生じさせる機械がある世界 A と、そのような機械が存在しないことを除いて A と同一である世界 B を考えよう。普遍的「遵守」型の規則帰結主義が、世界 A と B における正午の腕立てに関する規則を評価したならば、A においては当該の機械の存在がために「正午に腕立てをせよ」という規則が、B においては「正午に腕立てをする必要はない」というような規則が道德的規則として選ばれることになるだろう。このことを踏まえたうえで、機械が作動しない状況における世界 A での正午の腕立てと、世界 B での正午の腕立てを比較しよう。これらが世界に生じさせるものや主体に生じさせる効果には、何の違いもないように思われる。だとすれば、一見すると、当該の二つの異なる世界での正午の腕立ての非規範的性質には、違いがないように思われる。他方で、当該の二つの腕立ては異なる道德的評価を下される。先に述べたように、A では、「正午に腕立てをせよ」が道德的規則として選ばれているため、当該の腕立ては義務であり、B では「正午に腕立てをしなくともよい」が道德的規則として選ばれているため、当該の腕立ては義務ではない。すると、仮に、二つの腕立ての非規範的性質の間に違いがないのだとしたら、両者の非規範的性質の間に違いがないのにもかかわらず、両者の規範的性質の間に違いが生じていることになる。とすれば、先に挙げた非規範的な点において相違のない二つのものは、規範的な点において異なりえないという意味での付随性を侵害していることになる。規範的性質の非規範的性質への付随の本性は論争的であるが、上の意味での付随性は比較的受け入れられたものである^{*54}。そのため、それを侵害していることは道德理論として大きな問題となりうる。

ただし、遠隔世界批判をこうした形で理解することがもっともらしいかどうかは、更なる検討を有するよう思われる。というのも、先の例で言えば、機械がある世界と機械がない世界における腕立ての非規範的性質が本当に同一なのかについては疑問を投げかけうるからだ。例えば、非規範的性質の一つとして「理想的規則体系が要求する行為と合致している」という性質が考えられる。先の例で言えば、世界 A に

^{*53} 5 節における不整合問題に対する応答の一つとして取り上げた、パターンに基づいた理由に関する議論も強く関連している。また、安藤 (2007, 2 章, 2017) や Portmore (2017) の議論も一定程度関連したものであるため参考になる。

^{*54} なお、Perl は Weak Supervenience と呼称しているが、Perl の説明している内容は、一般に strong supervenience と呼ばれるものであるため、本稿も strong supervenience に基づいた説明を行っている。

おける腕立てはこの性質を有する一方、世界 B における腕立てはこの性質を有さない。だとすれば、この性質を踏まえた場合、両腕立ては非規範的性質において異なるため、異なる規範的性質を有していたとしても、両腕立てのそうした違いは先に挙げた意味での付随性を侵害してはいない。この点については、遠隔世界批判の機械事例などは、「理想的規則体系が要求する行為と合致している」という性質が、道徳的性質が付随する非規範的性質としては不適當であることを示していると理解することも可能かもしれない^{*55}。しかし、そのように理解する場合、「理想的規則体系が要求する行為と合致している」という性質が行為を不正にする性質として不適當であるということが、付随性の侵害をしているという批判の前提に含まれることになるように思われる。というのも、機械事例などが、「理想的規則体系が要求する行為と合致している」という性質が、道徳的性質が付随する非規範的性質としては不適當であることを示すとすれば、それは、そもそもそのような性質が行為を不正にする性質として不適當だということを当該事例が示していることが根拠になると思われるからである。すると、付随性の侵害が問題となるには、そもそも伝統的規則帰結主義が行為の正不正の理論としてもっともらしくないことが前提とならなければならないことになってしまうため、わざわざ付随性の侵害を問題にする意味もなくなってしまう。であれば、遠隔世界批判を付随性の侵害を問題とするものとして解釈する際には、伝統的な規則帰結主義が適當だとみなしてきたような道徳的考慮事項を規範的性質が付随する非規範的性質として認めないような付随性理解が採用されるべき根拠の更なる検討が必要になるだろう。

Perl の立場

遠隔世界批判に対しては、応答がなされ始めた段階にあり、今後も更なる検討が続いていくだろう。以下では、遠隔世界批判に対して提示されている応答の一つを概観することで、可能な応答の方向性の一つを紹介する。具体的には、そのような立場として、Perl の立場を概観する。なお、Perl 自身、あくまで中心的なアイデアを提示するにとどまり、理論的な詳細を詰めているわけではないため、本稿での紹介も曖昧な点を残す。また、紙幅の都合により Perl の立場の批判的検討は行わない^{*56}。

Perl の立場は、これまで紹介してきた立場と異なり、規則が適用される世界の過去・現在・未来を通して現に生じ(て)いる価値のみを基に規則の評価を行う^{*57}。固定率規則帰結主義などを思い浮かべれば分かりやすいが、これまで紹介してきた規則帰結主義のバリエーションは、基本的に、規則が適用される世界の歴史を通して必ずしも生じていない価値を基に規則の評価を行っていた。例えば、普遍的「遵守」型規則帰結主義は、規則が適用される世界の歴史を通して現に人々がある規則を「遵守」しているかどうかは問題としない。代わりに、全ての人々が規則を「遵守」している場合に生じているであろう価値を基に規

^{*55} 査読者 1 に負う。

^{*56} Rumbold (2024)によって批判的検討がなされている。例えば、より一般化された意味での理想世界批判を回避できていないとの指摘がされている。

^{*57} Rumbold (2024)が言うように、恐らく、これが Perl 自身の見解である。ただし、未来において現実に生じることになる価値は考慮せずに、過去・現在に現に生じている価値に限定するなど、どの時点で現実に生じている価値を考慮するかについては幾つかの可能性が考えうる。恐らく、その選択においては、将来世代への義務などをどう扱うかが関わってくる。

則を評価する。例えば、大勢の人々が汚水を川に垂れ流さないことによって川の水質が保全されるとしよう。「川に汚水を垂れ流すな」という規則の評価にあたって、普遍的「遵守」型規則帰結主義であれば、現実には、歴史を通して多くの人々が川に汚水を垂れ流し川が汚染されている世界でさえ、「普遍的遵守」によって生じる水質保全という価値を基に規則の評価を行う。他方、Perl の立場は、規則が適用される世界の過去・現在・未来を通して歴史の中で生じることのない価値は規則の評価にあたって参照しない。代わりに、規則が適用される世界の過去・現在・未来を通して現に生じ(てい)る価値だけを基に規則の評価を行う。そのため、上の例のような、歴史を通して川の水質が汚染されている世界では、「川に汚水を垂れ流すな」という規則の評価にあたって、水質保全という価値が参照されることはない。Perl の立場のこの特徴は、次のような要件によって表される。

Consilience 要件

規則 R の道徳的価値は、次のような、現実が生じ(てい)るものによって決まる。すなわち、R が道徳的に正しいと分類する諸行為によって引き起こされる、行為者中立的に善い、あるいは、悪いものによってである(Perl, 2021, p. 99)。

この要件の一つの解釈に基づけば、Perl の立場は次のような方法で規則を評価する^{*58}。①まず、規則が適用される世界の過去・現在・未来を通して、現に生じ(てい)る価値を割り出す。②それらの価値を生じさせる原因となる行為を正しいものとみなしている規則に対して、それらの価値をそれぞれ帰属させる。③それぞれの規則の価値を、それらに帰属させられた価値を基に計算し比較する。例えば、規則が適用される世界の過去・現在・未来を通して現に生じ(てい)る価値として、a、b、c、d があるでしょう。そして、規則 F と N があり、F は価値 a、b、c を生じさせる原因となる行為を正しい行為とみなす一方、N は価値 d を生じさせる原因となるような行為を正しいとみなしているでしょう。この場合、規則 F には価値 a、b、c が帰属せられ、規則 N には価値 d が帰属せられ、両規則の価値が比較されることになる。

なお、ある規則に対して帰属される価値は、世界の歴史を通して現実に生じている価値のうち、その規則が正しいと分類している行為が一回なされることによって生じる価値に限られるわけではない。ある規則が正しいと分類している諸行為の繰り返しや組み合わせからなるパターンによって生じている価値も含まれる。例えば、規則 R が行為 S を正しいと分類しているのであれば、S が複数回繰り返されることによって生じている価値も含まれる。また、複数の行為 P と Q を正しいと分類しているのであれば、それらの組み合わせや繰り返しによって生じている価値も含まれる。言い方を変えれば、ある規則に帰属される価値は、世界の歴史を通して現実に生じている価値のうち、生じることが正しいとその規則がみなしている価値ということになる。このような形で、人々の行為などのパターンによって生じる価値のうち現実に生じている価値のみを考慮する点が、伝統的な規則帰結主義と大きく異なる。というのも、これまで見てきたことから分かるように、伝統的な規則帰結主義は、人々の行為などのパターンによって生じる価値のうち、世界の歴

^{*58} 注 57 が、他の可能な解釈に関連している。

史を通して生じることのないものも考慮しているからである。

ここまで述べてきたことを踏まえ、Perl (2021, pp. 99–100)における例を基にした説明もしておこう。例えば、暴動を鎮静化させるなどの目的の為に無実の人間を有罪とするようなスケープゴートが許容されるか否かについて評価する状況を想定しよう。このとき、考えられる規則として、以下の二つがある。なお、「公正な裁判」で意味されているのは、(悪法ではない正当な)法律に則り、適当な証拠と推論に基づいて適切に行われる裁判のこととする。

スケープゴート規則:スケープゴートは、それが公になってしまう可能性が低いときには正しい。他方で、そのような状況でスケープゴートをせずに、公正な裁判を行うことは不正である。

公正な裁判規則:公正な裁判を行うことは常に正しい。そのため、スケープゴートは、それが公になってしまう可能性が低いときでさえ不正である。

先の①からも分かるように、Perl の立場では、現実世界の歴史を通して、どのような価値が現に生じているかに応じて、規則の評価が変わる。そのため、司法制度に対する信頼とそれに基づく種々の公共善が生じている世界とそうでない世界の二つの場合についてそれぞれ考えよう。

まずは、公正な裁判がこれまで繰り返された結果、司法制度に対する信頼とそれに基づく種々の公共善が歴史のどこかで生じている世界において先の二つの規則を評価する場合を考えよう。公正な裁判は司法制度に対する信頼が成立する原因であると考えられるため、この場合、公正な裁判規則には、いま、この場で公正な裁判がなされることによって生じる価値だけでなく、司法制度に対する信頼やそれに基づく種々の公共善の価値も帰属されることになる。他方、スケープゴート規則は、公正な裁判を正しいものとみなしていないため、スケープゴート規則には、上に挙げたような諸価値は帰属されない。そのため、上に挙げたような諸価値がスケープゴートを行うことによって生じる価値を上回る限り、この場面においては、公正な裁判規則が道徳的規則ということになる。この点が、一般的な行為帰結主義と異なる。一回のスケープゴートが司法制度の信頼に影響を与えないとしよう。その場合、スケープゴートがなされようがなされまいが、司法制度に対する信頼には影響がない。そのため、一般的な行為帰結主義の評価においては、司法制度に対する信頼とそれに関わる価値は評価に違いを生じさせないため、Perl の立場と異なり、スケープゴートが支持される可能性が高い。

次に、司法制度に対する信頼が、歴史を通して一度も生じていない世界において、先の二つの規則を評価する場合を考えよう。繰り返すが、Perl の立場は、規則が適用される世界の歴史を通して現実に生じることのない価値は考慮しない。つまり、仮に、公正な裁判が繰り返されることで司法制度に対する信頼が成立するとしても、それが、当該の世界において現実に生じない限りは、規則の評価に際して参照しないのである。そのため、目下の想定の下では、個別的な公正な裁判やスケープゴートが生じさせる価値のみを基に、公正な裁判規則とスケープゴート規則を比較することになる。このような状況において、Perl の立場は、スケープゴート規則を道徳的規則として選ぶ可能性が高い。この点が、固定率規則帰結主義などと大きく異なる。固定率規則帰結主義の場合は、現実に価値が生じているか否かにかかわらず、公正

な裁判が繰り返されることによって生じるであろう、司法制度に対する信頼などの価値を考慮するが、Perl の立場はしない。

本節冒頭で述べたように、遠隔世界批判は、規則が適用される世界と大きく異なる世界を基に規則を評価することに原因がある。そして、「(現にそうになっているかはさておき、)もし、ある規則が特定の仕方です『埋め込み』れていたらどうなるか」という反実仮想の使用は、そのような評価方法になってしまう原因の一つであった。Perl の立場は、問題となっている反実仮想を使用しないうえに、規則が適用される世界の歴史を通して現実に生じている価値のみに基づいて正不正を決定する。そのため、遠隔世界批判を回避している可能性が高い^{*59}。例えば、機械事例では、特定の人数の人々が特定の振る舞いをすることで作動し膨大な生の価値を生じさせる機械 A と、特定の人数の人々が特定の振る舞いをしているわけではない中で行為主体が特定の振る舞いをする事で膨大な負の価値を生じさせる機械 B があった。そして、その世界の歴史を通して機械 A が作動することはないが機械 B は作動することがあるような世界において、機械 A が仮に作動した場合に生じる正の価値を理由に特定の行為を要求してしまうことが問題とされた。Perl の立場は、規則が適用される世界の歴史を通して現実に生じている価値のみを考慮する。すると、機械 A が作動することのない世界のための規則を評価する際には、機械 A が生じさせる価値を考慮することはない。また、機械 B が作動している世界では、機械 B が生じさせる価値を考慮する。であれば、機械 A が作動することはない機械 B は作動している世界において、機械 A が仮に作動した場合に生じる正の価値を理由に特定の行為を要求することはない。

このことから分かるように、遠隔世界批判を回避する規則帰結主義を構築する一つの方法は、「(現にそうになっているかはさておき、)ある規則が特定の仕方です『埋め込み』れていたらどうなるか」という反実仮想的な思考を用いないという方法になるだろう^{*60}。

7 おわりに

本稿では、規則帰結主義理論を構築するうえでの基本的な要素と、規則帰結主義に対する主要な批判のいくつかを概観した。既存の規則帰結主義に対する批判に対する可能な応答の中で規則帰結主義は発展させられてきた。例えば、「埋め込み」の種類に関して、「遵守」型の代わりとして、「受容」型が積極

^{*59} ただし、Rumbold (2024)による批判がある。

^{*60} 本稿で紹介した規則帰結主義の立場の可能な分類の一つを提示しておく。まず、現実に生じている価値を考慮するかしないかで分けることができる。現実に生じている価値を考慮する立場は、現実に生じている価値のみを考慮する Perl の立場と現実に生じている価値以外も考慮する事後的規則帰結主義に分けられる。現実に生じている価値を考慮しない立場は、「埋め込み」の帰結の比較方法で分類できる。まず、同一の埋め込み率同士でのみ比較する立場とそうでない立場に区分できる。前者は、単一の「埋め込み」率同士を比較する固定率規則帰結主義と複数の「埋め込み」率同士を比較する全率規則帰結主義に分けられる。後者は、異なる「埋め込み」率での帰結に計算を加えずに比較する最適率規則帰結主義と計算の上比較する可変率規則帰結主義に分けられる。今行った区分の基準は、明らかに、本稿で紹介した立場より多くのものを含んでいるため、まだまだ新たな立場を構築する論理的可能性が残っていることが分かる。

的に擁護されるようになったのには、「受容」型の方が崩壊問題などいくつかの批判をかわしやすいように思われたことが背景の一つにある。また、「埋め込み」をどのように考慮するかに基づくバリエーションに関しては、理想世界批判に類する批判に対する可能な応答として提示されてきた。遠隔世界批判に対しても、Perl の立場が応答として提示された*61。こうしたこれまでの研究は、大局的な観点からみると、規則帰結主義がどのようなものでありうるのかを明らかにしていく営みとして位置づけることができる。言い方を変えれば、規則帰結主義という理論に何が可能で何が不可能かというその限界を明らかにしていく営みである。こうした営みは、規則帰結主義という理論を適切に評価することやそれが他の理論とどのように異なるのかの明確化を可能にするだろう。

なお、こうした理論研究は、応用倫理学などの応用哲学とも密接な関りを有する*62。例えば、大勢の人々がある行為をすることで何かしらの利益や不利益が生じるが、個々人の行為自体は結果にほとんど影響を及ぼさないと考えられている類の行為の道德性を検討する場面を考えよう。そうした類の行為としては、ゴミや汚水の湖への放出、地球温暖化対策などが挙げられることが多い。こうした類の事例において、なぜ個々人がゴミや汚水の放出をすべきではないのか、あるいは、温室効果ガス削減に努めるべきなのかの検討に使われる思考法の一つが「(現実になされているかはさておき、)もし、大勢の人々がそれをしたらどうなるか」というものである。理想世界批判や遠隔世界批判は、そうした思考法の素朴な形態がもっともらしくないことを示す。そして、理想世界批判や遠隔世界批判に応答可能な規則帰結主義の探究は、「(現実になされているかはさておき、)もし、大勢の人々がそれをしたらどうなるか」という思考のよりもっともらしい解釈の探究でもある。言い換えれば、遠隔世界批判などを回避する規則帰結主義の探究は、ゴミや汚水の湖への放出、地球温暖化対策など、大勢の人々の行為が必要とされている問題において、個々人がどのような義務をなぜ有しているのかの探究にも密接につながっているのである。

最後に、本稿で言及した議論に関わる範囲で、今後の展望についてごく簡単に述べよう。伝統的な規則帰結主義は、「(現実になされているかはさておき、)もし、大勢の人々がそれをしたらどうなるか」のような反実仮想を用いることに一つの特徴があった。しかし、遠隔世界批判が成立する要因の一つはそのような反実仮想の使用であるとともに、反実仮想を用いた哲学的分析一般には様々な疑念が投げかけられている。こうしたことを踏まえると、今後の論点の一つとして、規則帰結主義は反実仮想を用いるべきか否かという点を挙げられることは間違いない。これは、規則帰結主義の理論的魅力がどこにあるのかという論点とも密接にかかわる。というのも、3.2 節でごく簡単に言及したように、一般に、規則帰結主義の理論的魅力の一つは、「(現実になされているかはさておき、)もし、大勢の人々がそれをしたらどうなるか」という反実仮想的な思考を用いていることにあると考えられてきたからである。もし、規則帰結主義のバリエーションの一つが「(現実になされているかはさておき、)もし、大勢の人々がそれをしたらどうなるか」に類する反実仮想の使用をやめるのならば、そのような反実仮想の使用に代わる理論的魅力を明示することが重要になるだろう。本稿が、規則帰結主義に関する、そうした今後の議論を理解していく一助となることを願

*61 反実仮想を用いた類の規則帰結主義への別の批判として、Webber (2023)もある。

*62 査読者2に負う。

う^{*63}。

謝辞

高橋伸太郎、高橋礼、竹下昌志、吉澤日芙美、李宗漢、匿名査読者二名のおかげで、数々の誤りの解消と全体的な可読性の向上が可能になった。改めて感謝申し上げる。また、長大な論文の担当をしてくださった編集委員の稲岡大志をはじめ、本誌の編集委員の方々にもこの場を借りて感謝申し上げる。なお、本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2119 の支援を受けたものである。

参考文献

- [1] Arneson, R. (2005). Sophisticated Rule Consequentialism: Some Simple Objections. *Philosophical Issues*, 15(1), 235–251.
- [2] Austin, J. (1832). *The Province of Jurisprudence Determined*. Cambridge University Press, 1995.
- [3] Berkeley, G. (1712). *Passive Obedience, or the Christian Doctrine of Not Resisting the Supreme Power, Proved and Vindicated upon the Principles of the Law of Nature*. Reprinted in D. H. Monro (Ed.), *A Guide to the British Moralists* (pp. 212–227). Fontana, 1972.
- [4] Brandt, R. (1959). *Ethical Theory: the Problems of Normative and Critical Ethics*. Prentice-Hall.
- [5] Brandt, R. (1979). *A Theory of the Good and the Right*. Clarendon Press.
- [6] Brandt, R. (1992a). Fairness to Indirect Optimific Theories in Ethics. In *Morality, Utilitarianism, and Rights* (pp. 137–157). Cambridge University Press.
- [7] Brandt, R. (1992b). Some Merits of One Form of Rule - Utilitarianism. In *Morality, Utilitarianism, and Rights* (pp. 111–136). Cambridge University Press.
- [8] Brink, D. O. (2007). Some Forms and Limits of Consequentialism. In D. Copp (Ed.), *The Oxford Handbook of Ethical Theory* (pp. 380–423). Oxford University Press.
- [9] Bykvist, K. (2010). *Utilitarianism: A Guide for the Perplexed*. Bloomsbury Publishing.
- [10] Copp, D. (2020). The Rule Worship and Idealization Objections Revisited and Resisted. *Oxford Studies in Normative Ethics Volume 10*, 131–155.

^{*63} 本稿で扱わなかった、規則帰結主義関連の議論をいくつか紹介する。規則帰結主義の多くは、惨事回避条項 (disaster prevention clauses) を規則体系に組み込むことが多い。これは、「惨事が生じる場合には、(平常時には禁じられているような行為をしてでも) 惨事を防げ」というような、惨事を生じさせないための例外条項である。これに関しては、Brandt (1992a, pp. 150–151) や Hooker (2000b, pp. 98–99, 159–174)、Kahn (2013)、Woodard (2022) など論じられている。Parfit (2011) は規則帰結主義、カント主義、契約主義の三つの理論を発展させていけば、それらはある意味において収束するという議論をしている。これに対する規則帰結主義的な観点からの検討としては、Hooker (2014) や Ridge (2009) などがある。援助義務などに関連する議論として、Hooker (1998) や Mulgan (1994) などがある。また、将来世代に関する議論として、Kaczmarek (2017) や Mulgan (2006) などがある。

- [11] de Lazari-Radek, K., & Singer, P. (2017). *Utilitarianism: A Very Short Introduction* (森村進・森村たまき訳『功利主義とは何か』、岩波書店、2018年).
- [12] Dietz, A. (2016). What We Together Ought to Do. *Ethics*, 126(4), 955–982.
- [13] Dietz, A. (2023). Pattern-Based Reasons and Disaster. *Utilitas*, 35(2), 131–147.
- [14] Driver, J. (2012). *Consequentialism*. Routledge.
- [15] Driver, J. (2022). The History of Utilitarianism. In E. N. Zalta & U. Nodelman (Eds.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2022). Metaphysics Research Lab, Stanford University. <https://plato.stanford.edu/archives/win2022/entries/utilitarianism-history/>
- [16] Feldman, F. (2006). Actual Utility, the Objection from Impracticality, and the Move to Expected Utility. *Philosophical Studies*, 129(1), 49–79.
- [17] Gibbard, A. (1965). Rule-Utilitarianism: Merely an Illusory Alternative? *Australasian Journal of Philosophy*, 43(2), 211–220.
- [18] Gibbard, A. (1990). *Utilitarianism and Coordination*. Garland Publishing.
- [19] Hare, R. M. (1981). *Moral Thinking*. Oxford University Press (内井惣七・山内友三郎監訳『道徳的に考えること』、勁草書房、1994年).
- [20] Harsanyi, J. (1993). Expectation Effects, Individual Utilities, and Rational Desires. In B. Hooker (Ed.), *Rationality, Rules, and Utility: New Essays on the Moral Philosophy of Richard Brandt* (pp. 115–126). Westview Press.
- [21] Hodgson, D. H. (1967). *Consequences of Utilitarianism: a Study in Normative Ethics and Legal Theory*. Clarendon Press.
- [22] Hooker, B. (1995). II—Rule-Consequentialism, Incoherence, Fairness. *Proceedings of the Aristotelian Society*, 95(1), 19–36.
- [23] Hooker, B. (1998). Rule-Consequentialism and Obligations Toward the Needy. *Pacific Philosophical Quarterly*, 79(1), 19–33.
- [24] Hooker, B. (2000a). 12 Reflective Equilibrium and Rule Consequentialism. In B. Hooker, E. Mason, & D. E. Miller (Eds.), *Morality, Rules, and Consequences* (pp. 222–238). Edinburgh University Press.
- [25] Hooker, B. (2000b). *Ideal Code, Real World*. Oxford University Press.
- [26] Hooker, B. (2013). Rule-Consequentialism. In H. LaFollette & I. Persson (Eds.), *The Blackwell Guide to Ethical Theory* (pp. 238–260). Wiley.
- [27] Hooker, B. (2014). Must Kantian Contractualism and Rule-Consequentialism Converge?. *Oxford Studies in Normative Ethics, Volume 4*, 34–52.
- [28] Hooker, B. (2020). The Role(s) of Rules in Consequentialist Ethics. In D. Portmore (Ed.), *The Oxford Handbook of Consequentialism* (pp. 441–462). Oxford University Press.
- [29] Hooker, B. (2023). Rule Consequentialism. In E. N. Zalta & U. Nodelman (Eds.), *The Stanford*

- Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2023). Metaphysics Research Lab, Stanford University. <https://plato.stanford.edu/entries/consequentialism-rule/>
- [30] Hooker, B., & Fletcher, G. (2008). Variable Versus Fixed-Rate Rule-Utilitarianism. *Philosophical Quarterly*, 58(231), 344–352.
- [31] Horta, O., O’Brien, G. D., & Teran, D. (2022). The Definition of Consequentialism: A Survey. *Utilitas*, 34(4), 368–385.
- [32] Howard-Snyder, F. (1997). The Rejection of Objective Consequentialism. *Utilitas*, 9(2), 241–248.
- [33] Hurley, P. (2020). Consequentializing. In D. Portmore (Ed) *The Oxford Handbook of Consequentialism* (pp. 24–45). Oxford University Press.
- [34] Jackson, F. (1991). Decision-Theoretic Consequentialism and the Nearest and Dearest Objection. *Ethics*, 101(3), 461–482.
- [35] Johnson, C. D. (1991). *Moral Legislation: a Legal-Political Model for Indirect Consequentialist Reasoning*. Cambridge University Press.
- [36] Kaczmarek, P. (2017). How Much is Rule-Consequentialism Really Willing to Give Up to Save the Future of Humanity? *Utilitas*, 29(2), 239–249.
- [37] Kagan, S. (1997). *Normative Ethics*. Westview Press.
- [38] Kahn, L. (2013). Rule Consequentialism and Disasters. *Philosophical Studies*, 162(2), 219–236.
- [39] Law, I. (1999). Rule-Consequentialism’s Dilemma. *Ethical Theory and Moral Practice*, 2, 263–275.
- [40] Levy, S. (2014). The Failure of Hooker’s Argument for Rule Consequentialism. *Journal of Moral Philosophy*, 11(5), 598–614.
- [41] Lyons, D. (1965). *Forms and Limits of Utilitarianism*. Oxford University Press.
- [42] Mill, J. S. (1861). *Utilitarianism*. Reprinted in J. M. Dent (Ed.). *Utilitarianism, On Liberty, Considerations on Representative Government* (pp. 1–67). Everyman’s Library, 1993 (関口正司訳『功利主義』、岩波文庫、2021年).
- [43] Miller, D. E. (2000). 8 Hooker’s Use and Abuse of Reflective Equilibrium. In B. Hooker, E. Mason, & D. E. Miller (Eds.), *Morality, Rules, and Consequences* (pp. 156–178). Edinburgh University Press.
- [44] Miller, D. E. (2010). Mill, Rule Utilitarianism, and the Incoherence Objection. In B. Eggleston, D. E. Miller, & D. Weinstein (Eds.), *John Stuart Mill and the Art of Life* (pp. 94–116). Oxford University Press.
- [45] Miller, D. E. (2014). Rule Utilitarianism. In B. Eggleston & D. E. Miller (Eds.), *The Cambridge Companion to Utilitarianism* (pp. 146–165). Cambridge University Press.
- [46] Miller, D. E. (2021). Moral Education and Rule Consequentialism. *Philosophical Quarterly*, 71(1), 120–140.
- [47] Miller, R. B. (2009). Actual Rule Utilitarianism. *Journal of Philosophy*, 106(1), 5–28.

- [48] Miller, T. D. (2015). Solving Rule-Consequentialism's Acceptance Rate Problem. *Utilitas*, 28(1), 41–53.
- [49] Miller, T. D. (2021). From Compliance, to Acceptance, to Teaching: On Relocating Rule Consequentialism's Stipulations. *Utilitas*, 33(2), 204–220.
- [50] Montague, P. (2000). 10 Why Rule Consequentialism is not Superior to Ross-style Pluralism. In B. Hooker, E. Mason, & D. E. Miller (Eds.), *Morality, Rules, and Consequences* (pp. 203–211). Edinburgh University Press.
- [51] Mulgan, T. (1994). Rule Consequentialism and Famine. *Analysis*, 54(3), 187–192.
- [52] Mulgan, T. (2001). *The Demands of Consequentialism*. Oxford University Press.
- [53] Mulgan, T. (2006). *Future People: A Moderate Consequentialist Account of our Obligations to Future Generations*.
- [54] Mulgan, T. (2014). *Understanding Utilitarianism*. Routledge.
- [55] Parfit, D. (2011). *On What Matters* (Vol. 1). Oxford University Press (森村進訳『重要なことについて』第一巻、勁草書房、2022年).
- [56] Perl, C. (2021). Solving the Ideal Worlds Problem. *Ethics*, 132(1), 89–126.
- [57] Perl, C. (2023). Some Question-Begging Objections to Rule Consequentialism. *Australasian Journal of Philosophy*, 101(4), 904–919.
- [58] Podgorski, A. (2018). Wouldn't it be Nice? Moral Rules and Distant Worlds. *Nous*, 52(2), 279–294.
- [59] Portmore, D. W. (2009a). Consequentializing. *Philosophy Compass*, 4(2), 329–347.
- [60] Portmore, D. W. (2009b). Rule-Consequentialism and Irrelevant Others. *Utilitas*, 21(3), 368–376.
- [61] Portmore, D. W. (2011). Consequentialism. In C. B. Miller (Ed.), *The Continuum Companion to Ethics* (pp. 143–167). Bloomsbury Publishing.
- [62] Portmore, D. W. (2017). Parfit on Reasons and Rule Consequentialism. In S. Kirchin (Ed.), *Reading Parfit: On What Matters* (pp. 135–152). Routledge.
- [63] Portmore, D. W. (ed.) (2020). *The Oxford Handbook of Consequentialism*. Oxford University Press.
- [64] Portmore, D. W. (2022). Consequentializing. In E. N. Zalta & U. Nodelman (Eds.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2022). Metaphysics Research Lab, Stanford University. <https://plato.stanford.edu/entries/consequentializing/>
- [65] Railton, P. (1984). Alienation, Consequentialism, and the Demands of Morality. *Philosophy & Public Affairs*, 13(2), 134–171.
- [66] Rajczi, A. (2016). On the Incoherence Objection to Rule-Utilitarianism. *Ethical Theory and Moral Practice*, 19(4), 857–876.
- [67] Regan, D. H. (1980). *Utilitarianism and Co-operation*. Oxford University Press.
- [68] Ridge, M. (2006). Introducing Variable-Rate Rule-Utilitarianism. *Philosophical Quarterly*, 56(223),

242–253.

- [69] Ridge, M. (2009). Climb every mountain? *Ratio*, 22(1), 59–77.
- [70] Rosen, G. (2009). Might Kantian Contractualism Be the Supreme Principle of Morality? *Ratio*, 22(1), 78–97.
- [71] Rumbold, B. (2024). Does the Patterned View Avoid the Ideal Worlds Objection? *Utilitas*, 36(2), 130–147.
- [72] Shaw, W. (2006). The Consequentialist Perspective. In J. Dreier (Ed.), *Contemporary Debates in Moral Theory* (pp. 5–20). Wiley-Blackwell.
- [73] Singer, M. G. (1955). VI. Generalization in Ethics. *Mind*, LXIV(255), 361–375.
- [74] Sinnott-Armstrong, W. (2023). Consequentialism. In E. N. Zalta & U. Nodelman (Eds.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2023). Metaphysics Research Lab, Stanford University. <https://plato.stanford.edu/entries/consequentialism/>
- [75] Slote, M., & Pettit, P. (1984). Satisficing Consequentialism. *Aristotelian Society Supplementary Volume*, 58(1), 139–176.
- [76] Smart, J. J. C. (1956). Extreme and Restricted Utilitarianism. *The Philosophical Quarterly*, 6(25), 344–354.
- [77] Smart, J. J. C. (1973). An outline of a system of utilitarian ethics. In *Utilitarianism: for and against* (pp. 1–74). Cambridge University Press.
- [78] Smith, H. M. (2010). Measuring the Consequences of Rules. *Utilitas*, 22(4), 413–433.
- [79] Suikkanen, J. (2008). A Dilemma for Rule-Consequentialism. *Philosophia*, 36(1), 141–150.
- [80] Tobia, K. (2013). Rule Consequentialism and the Problem of Partial Acceptance. *Ethical Theory and Moral Practice*, 16(3), 643–652.
- [81] Tobia, K. (2018). Rule-Consequentialism’s Assumptions. *Utilitas*, 30(4), 458–471.
- [82] Urmson, J. O. (1953). The Interpretation of the Moral Philosophy of J. S. Mill. *The Philosophical Quarterly*, 3(10), 33–39.
- [83] Webber, D. (2023). The misapplication dilemma. *Noûs*, 00, 1–24.
- [84] Wiland, E. (2010). The Incoherence Objection in Moral Theory. *Acta Analytica*, 25(3), 279–284.
- [85] Wolf, S. (2017). Two Concepts of Rule Utilitarianism. *Oxford Studies in Normative Ethics, Volume 6*, 123–144.
- [86] Woodard, C. (2007). *Reasons, Patterns, and Cooperation*. Routledge.
- [87] Woodard, C. (2019). *Taking Utilitarianism Seriously*. Oxford University Press.
- [88] Woodard, C. (2022). Reasons for Rule Consequentialists. *Ratio*, 35(4), 251–260.
- [89] Yeo, S. L. (2017). Measuring the Consequences of Rules: A Reply to Smith. *Utilitas*, 29(1), 125–131.
- [90] 伊勢田哲治. (2007). 「功利主義系理論と道德的直観」. 『創文』, 494(1–2), 24–27.

- [91] 伊勢田哲治・檉則章. (2006). 『生命倫理学と功利主義』. ナカニシヤ出版.
- [92] 児玉聡. (2010). 『功利と直観：英米倫理思想史入門』. 勁草書房.
- [93] 児玉聡. (2012). 『功利主義入門：はじめての倫理学』. 筑摩書房.
- [94] 奥野満里子. (1999). 『シジウィックと現代功利主義』. 勁草書房.
- [95] 安藤馨. (2007). 『統治と功利：功利主義リベラリズムの擁護』. 勁草書房.
- [96] 安藤馨. (2012). 「書評 児玉聡著『功利と直観：英米倫理思想史入門』」. 『社会と倫理』, 26, 117–126.
- [97] 安藤馨. (2017). 「帰結主義と「もしみんながそれをしたらどうなるか」」. 『日本カント研究』, 18, 55–73.
- [98] 田中朋弘. (2012). 『文脈としての規範倫理学』. ナカニシヤ出版.
- [99] 若松良樹. (2017). 『功利主義の逆襲』. ナカニシヤ出版.
- [100] 鈴木真. (2011). 「帰結主義の必要条件とその根拠」. 『倫理学研究』, 41, 125–136.
- [101] 高橋礼. (2022). 「帰結主義における行為とそれ以外：その焦点、参照点、レベル」. 『相関社会科学』, 32, 3–19.

著者情報

吉村佳樹 (北海道大学大学院文学院 yoshimura66mp@gmail.com)